

平成20年2月1日(金)開催

総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分
会議室 総務委員会室

○開会

1付託事件

2協議又は報告事項

- (1) 平成20年度地方財政対策の概要について
- (2) 平成20年度当初予算(要求ベース)の概要について
- (3) 平成20年度当初予算要求内容等について(質疑)
- (4) 使用料・手数料の改定(案)について
- (5) 岡山県防災対策基本条例(仮称)に係る検討状況について
- (6) 平成19年度図上防災訓練の実施について
- (7) 韓国慶尚南道への訪問団の派遣について
- (8) その他

○次回の委員会

・平成20年2月15日(金)午前10時30分～

○閉会

総務委員会資料

- 平成20年度地方財政対策の概要 P 1
- 平成20年度当初予算（要求ベース）の概要 P 2
- 使用料及び手数料の改定（案）について P 5
- 岡山県防災対策基本条例（仮称）に係る検討状況
について P 6
- 平成19年度図上防災訓練の実施について P 12

平成20年2月1日

総務部

平成20年度地方財政対策の概要

		19年度	20年度(見込)	増 減	前年度比
地方財政計画の規模		83兆1,261億円	83兆4,014億円	2,753億円	0.3%
主な歳出	給与関係経費	22兆5,111億円	22兆2,071億円	△ 3,040 億円	△1.4%
	一般行政経費	26兆1,811億円	26兆5,464億円	3,653億円	1.4%
	うち一般行政経費(単独分)	13兆9,510億円	13兆8,410億円	△ 1,100 億円	△0.8%
	地方再生対策費		4,000億円	4,000億円	皆増
	投資的経費	15兆2,328億円	14兆8,151億円	△ 4,177 億円	△2.7%
	うち投資的経費(単独分)	8兆5,884億円	8兆3,307億円	△ 2,577 億円	△3.0%
公債費等を除いた 地方一般歳出		65兆7,350億円	65兆7,626億円	276億円	0.0%
主な歳入	地方税 A	40兆3,728億円	40兆4,703億円	975億円	0.2%
	地方譲与税 B	7,091億円	7,027億円	△ 64 億円	△0.9%
	地方特例交付金等 C	3,120億円	4,735億円	1,615億円	51.8%
	実質的な地方交付税 D	17兆8,327億円	18兆2,393億円	4,066億円	2.3%
	うち地方交付税	15兆2,027億円	15兆4,061億円	2,034億円	1.3%
	うち臨時財政対策債	2兆6,300億円	2兆8,332億円	2,032億円	7.7%
	地方一般財源総額 A+B+C+D E	59兆2,266億円	59兆8,858億円	6,592億円	1.1%

※ 地方特例交付金等：地方特例交付金、特別交付金

平成20年度当初予算（要求ベース）の概要

1 予算要求の規模

(単位：億円)

区分	19年度当初予算額 A	20年度当初要求額 B	B/A(%)
一般会計	(5,045) 6,942	(5,048) 6,824	(100.1) 98.3
特別会計	2,627	2,740	104.3
企業会計	148	88	59.3

() は一般財源

2 峰入見込み（概数）

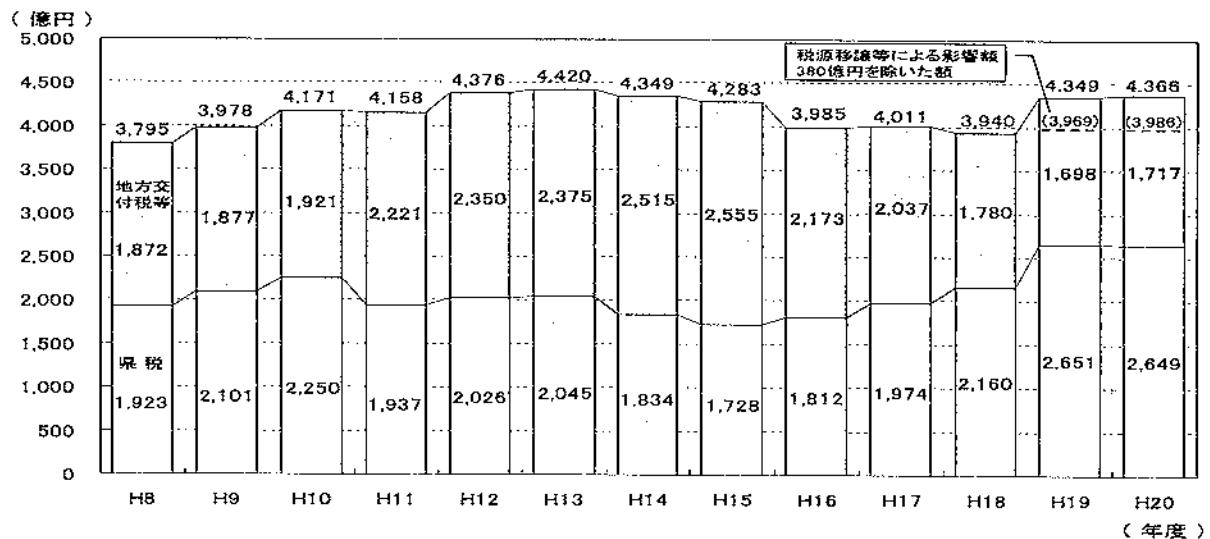
現時点における20年度の峰入見込みは以下のとおり。ただし、下記の表の20年度見込額には、臨時の峰入対策は計上していない。これについては、収支の状況を勘案して予算計上を検討する。

(単位：億円)

区分	平成19年度 当初予算額 A	平成20年度 見込額 B	増減額 B-A	備考
一般財源	県 税	2,651	2,649	△ 2
	うち 法人関係税	954	936	△ 18
	その他の税目	1,697	1,713	16
	地方消費税清算金	359	343	△ 16
	地方譲与税	43	43	
	地方特例交付金	18	30	12
	地方交付税等	1,698	1,717	19
	うち 地方交付税	1,495	1,470	△ 25
	臨時財政対策債	203	247	44
	その他の	83	78	△ 5
特定財源	*特定目的基金・企業会計からの借入、遊休土地の売却	193	要検討	△ 193 検討の状況は 4ページ参照
	小計	5,045	4,860	△ 185
	国庫支出金	814	753	△ 61
	県債	664	654	△ 10
	うち 行政改革推進債	123	122	△ 1
	その他の	404	369	△ 35
	*長期投資準備基金からの繰入	15	要検討	△ 15 検討の状況は 4ページ参照
	小計	1,897	1,776	△ 121
	合計	6,942	6,636	△ 306

※印は臨時の峰入対策

(参考) 県税・地方交付税等を合わせた額の推移 (当初予算ベース)



※地方交付税等：地方交付税+臨時財政対策債

※H11年度は骨格予算のため、6月補正後予算額

※三位一体の改革による税源移譲による制度改正の影響等により、H19に県税・地方交付税等が約380億円増加しているが、これは歳出の増に合わせたものであり、実質的な増にはつながっていない。

3 一般会計予算（要求ベース）の収支状況等

(1) 収支見込み

現時点の歳出要求額をベースに、20年度の歳入見込みを算出し、差し引きの収支状況を試算すると、次のとおり。

(ただし、今後の予算査定等により以下の数値は変動する予定)

区 分		20年度予算(要求)ベース	
		うち一般財源	(参考) 給与カット(48億円)及び 行革推進債発行(122億円) を実施しない場合
歳入見込み(概数) A	6,636 億円程度	4,860 億円程度	4,738 億円程度
歳出要求額 B	6,824 億円	5,048 億円	5,096 億円
収 支 A-B	△ 188 億円程度	△ 188 億円程度	△ 358 億円程度

(参考：平成19年度当初予算における収支（臨時の歳入対策を除く。））

区 分		19年度当初予算ベース	
		うち一般財源	(参考) 給与カット(49億円)及び 行革推進債発行(123億円) を実施しない場合
歳 入 A	6,733 億円	4,851 億円	4,728 億円
歳 出 B	6,942 億円	5,060 億円	5,109 億円
収 支 A-B	△ 209 億円	△ 209 億円	△ 381 億円

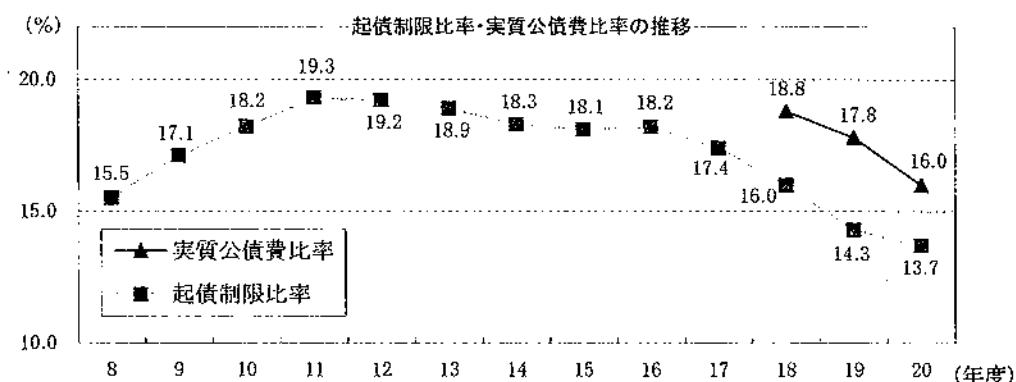
(2) 収支不足に対する財源対策の検討状況

ア 財源調整用の基金の活用	2億円程度
財源調整用の基金残高	
・財政調整基金	...
・県債管理基金	—
・長期投資準備基金	2億円程度
計	2億円程度
イ 遊休土地の売却	10億円程度
ウ 特定目的基金からの借入	136億円程度
エ 企業会計からの借入	40億円程度
	合計 188億円程度

(3) 財政指標等

ア 起債制限比率、実質公債費比率

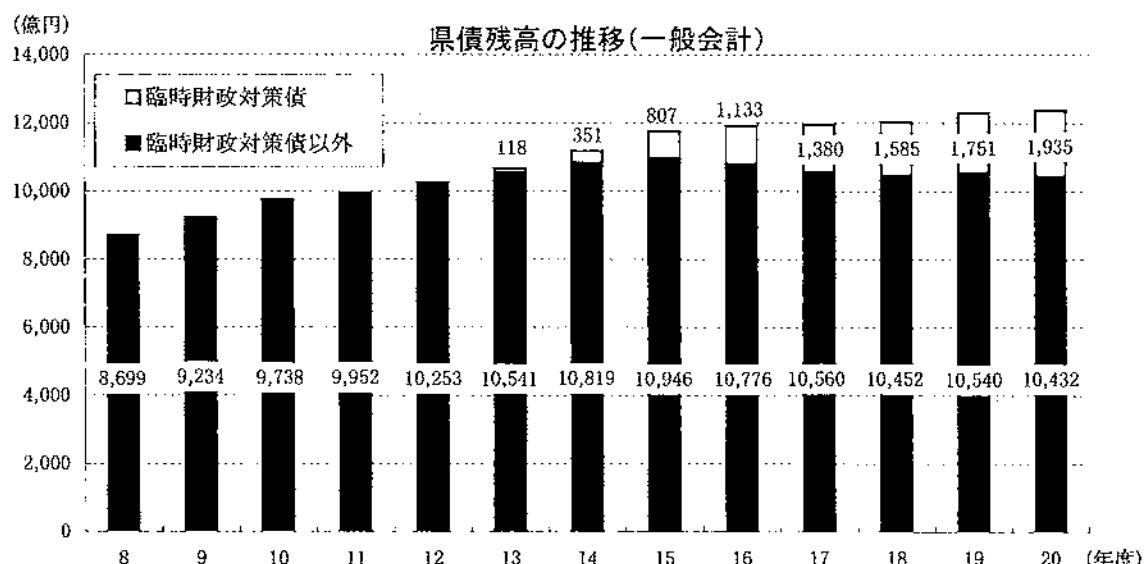
	18年度	19年度	20年度
起債制限比率	16.0	14.3 (見込み)	13.7 (見込み)
実質公債費比率	18.8	17.8	16.0 (見込み)



イ 一般会計県債残高見込み

(単位：億円)

19年度未残高見込 (12月補正後) A	20年度借入見込 B	20年度元金償還 見込 C	20年度未残高見込 A + B - C
12,291	901	825	12,367



※ 18年度までは決算額、19・20年度は現時点における見込みであり、今後、繰越等の状況により異動がある。

使用料及び手数料の改定（案）について

1 使用料・手数料を改定するもの

- (1) 改定件数 2 件
- (2) 改定期 期 平成20年4月1日
- (3) 減収見込額 187 百万円
- (4) 改定事項

使用料・手数料の名称	単位	現行単価 (円)	改定予定単価 (円)
・介護サービス情報の報告の受理及び公表	事業所	17,000	14,000
・道路占用料（主なもの） （電柱）	本／年	770～ 2,700	530～ 1,400
（地下埋設管）	m／年	36～ 1,200	20～ 750

2 使用料・手数料を新設するもの

- (1) 新設件数 5 件
- (2) 適用時期 平成20年4月1日
- (3) 増収見込額 17 百万円
- (4) 新設する手数料
 - ・登録販売者試験受験手数料 1件 14,000円
 - ・登録販売者販売従事登録申請手数料
(試験合格者に係るもの) 1件 7,100円
 - ・登録販売者販売従事登録申請手数料
(試験合格者以外の者に係るもの) 1件 7,100円
 - ・登録販売者販売従事登録証再交付申請手数料 1件 2,900円
 - ・登録販売者販売従事登録証書書換交付申請手数料 1件 2,000円

岡山県防災対策基本条例（仮称）に係る検討状況について

「安全・安心の岡山」の創造に向け、県内防災体制の充実強化や県民の防災意識の向上等を目的とした条例を制定するため、平成19年5月に「岡山県防災対策条例制定検討委員会」を設置し、同検討委員会による検討が重ねられてきたが、今般、条例に盛り込む内容について報告書がとりまとめられ、1月28日に知事に提出された。

また、岡山県防災対策基本条例（仮称）素案について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）に基づき意見募集を実施し、その結果を次のとおりとりまとめた。

1 岡山県防災対策条例（仮称）制定検討委員会報告書

別添「岡山県の防災対策に係る条例について」のとおり

2 パブリック・コメントの結果

（1）意見募集期間

平成19年12月18日から平成20年1月16日まで

（2）提出のあった意見等

28件（20名）

（3）意見等の要旨と県の考え方

別紙のとおり

意見等の要旨と県の考え方

1 基本理念等

意見等の要旨	県の考え方
「事業者」の定義が必要なのではないか。	<p>事業者とは、本県内において事務所等を有し事業活動を行うものを想定しています。</p> <p>「事業者」という言葉自体が、一般県民が日常的に使用していると思われるところから、定義を設ける必要はないと考えております。</p>
「防災ボランティア」と「災害ボランティア」を区別すること。	防災や災害に関する社会貢献活動を行う個人又は団体を「防災ボランティア」と統一して表記しています。
「大項目：基本理念等」の中に、防災教育の重要性を盛り込むべきである。	「防災教育の推進」は、基本理念等の県・市町村の責務・役割の中の「防災対策の推進」に含んでおり、さらに、災害予防対策の項目にも、「防災に関する教育の実施」として小項目を設けて規定しています。
自主防災組織は、国、県、市町村等が実施する防災対策への協力だけではなく、自らが防災対策に直接参加するよう規定すること。	自主防災組織は地域防災力強化のための地域の大きな柱と考えており、国、県、市町村への協力だけではなく、防災対策に主体的に取り組むように規定しています。
自主防災組織の役割について、「初期消火」のみを行うと思っている人が少なくないので、「初期消火」を「初期対応」と言い換えてほしい。	自主防災組織の役割については、「初期消火」以外に、「普及啓発、安全点検、避難誘導、救出救護」等も規定しています。
事業者は、その地域の自主防災組織に所属し防災に取り組むよう義務を課すべきである。	事業者については、地域防災力強化のための地域の大きな柱と考えており、主体的に、自主防災組織と協力しながら防災対策に取り組むことを考えています。

事業者は、国、県、市町村等が実施する防災対策への協力だけではなく、自らが防災対策に直接参加するように規定すること。	事業者は地域防災力強化のための地域の大きな柱と考えており、国、県、市町村への協力だけではなく、防災対策に主体的に取り組むように規定しています。
「災害」を自然現象によるものに限定しているが、協働を謳うのであれば、火災等も含めたものにした方がよいのではないか。	当該条例素案の「災害」の範囲ですが、火災（地震等に伴わないもの）、テロ、大規模事故や高病原性鳥インフルエンザ等対応策が専門的であるものについては対象としておりません。
文章を簡潔に、短い言葉で要領よくまとめて書くこと。	簡潔かつ的確な表現に努めているところです。

2 災害予防対策

意見等の要旨	県の考え方
大規模災害には多人数であったことが必要で、そのためには消防団の充実が必要である。	消防団の充実については、防災対策に占める役割の大きさに鑑み、その充実について、項目を設けて規定しています。
自主防災組織を防災訓練に参加させることを考えているのか。	県及び市町村は、県民、自主防災組織、事業者、防災ボランティア及び国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練及び研修を行うよう規定しています。
市町村と自主防災組織間の情報通信はどうのように考えているのか。	市町村と自主防災組織は、災害発生時に緊密な連絡がとれる体制を整備しておくことが大切で、このため、市町村は、あらかじめ災害発生時等における被害、避難、住民の安否等に関する情報の収集及び伝達のための体制の整備に努めるよう規定しています。
避難場所には、簡易救助機材、飲料水、非常食、医薬品等を常備すべきである。	物資の備蓄については、県及び市町村が災害応急対策に必要な物資を計画的に備蓄するよう規定しています。

<p>避難場所について、ユニバーサルデザインの趣旨に沿って整備するようにとあるが、避難場所までの経路についてもその趣旨に沿って整備してほしい。</p>	<p>避難場所だけではなく、避難場所までの経路を示す案内板等についても、ユニバーサルデザインの趣旨に沿って整備すべきだと考えており、経路についても含んでいます。</p>
<p>市町村は、避難計画の策定に努めるよう規定されているが、避難計画についての住民への周知・広報まで規定すべきではないか。</p>	<p>災害予防対策の災害関連情報の提供等の項目において、市町村は、避難に関する情報等災害関連情報を住民等に提供するよう規定しています。</p>
<p>災害時要援護者支援にあたっては、身近な住民が立ち上がるべきであり、行政はもとより社会福祉協議会や民生委員など既存の組織と連携することが重要である。また行政組織の縦割り、個人情報保護の過剰反応等の弊害を平常時から取り除いておくように努めるべきである。</p>	<p>災害時要援護者支援は、現在の最も重要な防災課題の1つであり、条例草案においても重点的に規定しています。 県・市町村は、自主防災組織等と連携し、災害時要援護者の支援を行うための体制の整備に努めるよう規定し、また、個人情報保護の問題に関しては、自主防災組織が、災害時要援護者に関する情報の管理に当たり情報の漏えいや目的外利用の防止に万全を期するよう規定しています。</p>
<p>災害時要援護者の支援のため、地域住民、老人クラブ、ホームヘルパー等関係者間で情報交換を行うべきである。</p>	<p>県・市町村は、自主防災組織等関係機関と連携し、災害時要援護者の支援を行うための体制の整備に努めるよう規定し、また、自主防災組織が、市町村等関係機関と連携し災害時要援護者に関する情報の把握に努めるよう規定しています。</p>
<p>災害予防対策の中の事業者との協定についてであるが、福祉施設を経営している社会福祉法人では、地域貢献として積極的に被災者の受け入れを実施していくこととしており、この項目に、社会福祉施設を福祉避難所として位置づけるような体制づくりとして、福祉施設との協定締結という文言を入れてはいかがか。</p>	<p>社会福祉法人が、福祉避難所として積極的に被災者を受け入れることを事前に取り決めておくことについては、「事業者等との協定」の中に含まれています。 しかし、ご意見は災害時要援護者の避難場所の確保の面からは非常に有益なことであり、ご趣旨を踏まえ市町村に対する周知に努めてまいります。</p>

<p>自主防災組織が持続的に活動するためには、町内会や連合町内会の日常活動との一体化が必要である。行政は、それらがスムーズに進むような各種の支援をお願いしたい。</p>	<p>ご意見のとおり自主防災組織の活動と町内会の日常活動との一体化は重要であると考えており、前文はそうした趣旨を込めて記述しています。</p> <p>自主防災組織に対する支援については、県・市町村の責務・役割として項目を設けて規定しています。</p>
<p>県・市町村は、既存の自主防災組織に対しても支援を行い、活動の活性化を図るべきである。</p>	<p>自主防災組織に対する支援については、既存組織の活動の活性化も含め、県・市町村の責務・役割として規定しています。</p>
<p>自主防災組織は、高齢化が進む中で組織化できない地区も発生してきている。市町村による支援を謳っているが支援の方法を規定すべきではないか。</p>	<p>自主防災組織に対する支援については、県・市町村の責務・役割として項目を設けて規定しています。</p> <p>支援の具体的な内容につきましては、それぞれの地域の特性等に応じて実施されるべきものと考えており、条例素案では包括的な表現にとどめています。</p>
<p>市町村は、きめ細かな被災状況の把握のために、地域ごとに防災リーダーを育成し、防災リーダーから情報を収集するようにすべきである。</p> <p>県・市町村は、防災リーダーの育成に努めていただきたい。</p>	<p>災害予防対策の人材の育成等の中で、県・市町村は、自主防災組織が実施する防災対策において指導的役割を担う者の育成に努めるよう規定しています。</p>
<p>県民の役割の「小項目：生活物資の備蓄等」の中に、備蓄する生活物資の目安まで記載してはどうか。</p>	<p>備蓄すべき生活物資の具体的品目や量については、パンフレットや広報誌を活用して啓発に努めたいと考えています。</p>
<p>県民の役割にある建築物の安全性の確保についてであるが、重要伝統的建造物群保存地区に立地する建物の耐震改修を行う場合、経済的な負担が大きくなる可能性が高い。そのような物件についてはどのように対応していくのか資金面等で不安である。</p>	<p>地震に対しては、建物の耐震化が極めて有効であることから、県民の役割として規定しています。</p> <p>実際に耐震改修を行う際には、公的助成等を活用するとともに、改修方法自体についても個々の案件ごとに様々な工夫を施しながら行っていただければと思います。</p>

<p>防災意識の啓発には、向こう三軒両隣でお互いが気に掛け合う精神が大切であり、それに基づく地域づくりが必要である。</p>	<p>条例素案では、県民の役割として、自主防災組織への積極的な参加や避難時の互いの助け合いについて規定しています。</p>
<p>自主防災組織の防災訓練においては、一般的にバケツ消火訓練が実施されているが、その効果については疑問である。災害時要援護者の搬送等昨今の防災課題に即した防災訓練を行うべきではないか。</p>	<p>自主防災組織の役割の中では、地域住民に対する防災訓練の実施について規定しており、内容については、新たな防災課題を加味しながら行っていただければと考えています。</p>
<p>自主防災組織が、物資や資機材を備蓄し、かつ点検できているのかは疑問である。 また、避難場所等についての住民への周知は、回覧板や広報誌だけではなく、防災訓練の実施等により意識を高めてほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、物資や資機材は災害時に大いに役立つことから、自主防災組織の役割として備蓄に努めるよう規定しているところです。 また、避難場所等の住民への周知については、訓練や研修等あらゆる機会をとらえて実施しているところです。</p>

3 災害応急対策

意見等の要旨	県の考え方
<p>避難所における仮設トイレの確保は重要な課題であり、県・市町村はその確保に努めること。</p>	<p>県・市町村は、災害応急対策に必要な物資及び資機材を計画的に備蓄することとしており、仮設トイレはその中に含まれます。 平成18年度から県では、仮設トイレの重要性を考慮し、計画的な備蓄を始めております。</p>

平成19年度図上防災訓練の実施について

県及び市町村等の職員を対象に、防災関係機関の協力のもと、大規模地震発生直後の対応能力の向上を図るため、東南海・南海地震を想定した図上防災訓練を、次のとおり実施する。

1 実施日時及び場所

- (1) 日時： 平成20年2月7日(木) 8:30～15:00
- (2) 場所： 県・市町村・関係機関等所定の場所（県庁は情報会議室、集中配備室等）

2 参加団体(59団体、約1,600名)

岡山県、県内25市町村、14消防本部、岡山県警察本部、陸上自衛隊第13特科隊、自衛隊岡山地方協力本部、岡山地方気象台、岡山河川事務所、岡山国道事務所、水島海上保安部、玉野海上保安部、日本赤十字社岡山県支部、岡山県内各社会福祉協議会、ライフライン企業、その他関係防災機関等

3 訓練の概要

(1) 訓練想定

平成20年2月7日午前8時30分、マグニチュード8.6の東南海・南海地震が発生し、岡山県南部地域各所で最大震度「6弱」を記録した。多数の死傷者、家屋の倒壊、火災の発生、ライフラインの寸断、土砂崩れ等甚大な被害の発生が相次いでおり、午前10時過ぎには3m前後の大津波襲来が予想される。

(2) 訓練内容

- ① 被害情報等の迅速な収集整理と活用・伝達
- ② 県及び市町村の災害対策本部の設置・運営
- ③ 発災直後の応急対応活動
- ④ 各機関相互の連携・応援要請等

(5) 訓練スケジュール

8:30～	地震発生、訓練開始、県非常体制移行
9:00～ 9:30	第1回県災害対策本部会議 (情報会議室)
13:30～14:30	第1回危機管理チーム会議 (情報会議室)
15:00	訓練終了

4 訓練の特色

- (1) 各参加市町村等からの被害報告等に基づく実践的・実際的な訓練
- (2) 県内の大多数の防災関係機関等が参加し、各種の現有防災システム・通信機器等を使用して行う大規模な連携訓練
- (3) 他県等からの応援が期待できない発震直後の応急対応訓練

岡山県の防災対策に係る条例について

報 告

平成20年1月

岡山県防災対策条例（仮称）制定検討委員会

目 次

はじめに	1
1 岡山県を取り巻く環境	2
(1) 災害の状況	2
(2) 社会構造の変化	3
(3) 災害に対する意識等の現状	4
(4) 大規模災害の実例	6
(5) 新たな防災対策の展開	6
(6) 地域防災計画による防災対策	8
2 防災対策条例の必要性	10
(1) 条例の目的	10
(2) 条例の基本的な考え方	11
(3) 各主体の役割認識の促進と協働による地域防災力の強化の推進	11
(4) 条例に重点的に盛り込む事項	11
3 条例に盛り込むべき内容（条例素案）	13
(1) 体系図	14
(2) 条例に盛り込むべき内容（条例素案）	15
4 条例制定効果の波及を図るための方策	27
(1) 県民への周知	27
(2) 防災教育の充実	27
(3) 県と市町村の連携	27
(4) 各主体ごとの留意点	28

資料	30
1 岡山県防災対策条例（仮称）制定検討委員会設置要綱	31
2 岡山県防災対策条例（仮称）制定検討委員会委員名簿	32
3 岡山県防災対策条例（仮称）制定検討委員会の開催状況	33

(別冊資料)

- 1 県民との意見交換会及び県民からの意見募集について
- 2 防災対策に関するアンケート調査結果（意見交換会）
- 3 条例に盛り込む基本的な内容例についての調査結果（県民意見募集）

はじめに

災害に強い安全で安心な社会の実現は、すべての県民の願いであり、行政にとって最も根幹的な責務となっています。

しかし、現在、岡山県に甚大な被害をもたらすと予想されている東南海・南海地震の切迫性は高まりつつあり、さらに、全国的に集中豪雨が増加していることに加え、今後地球温暖化の進行に伴って大雨の頻度や台風の強度が増加することが予測されています。

このため、こうした大規模な災害発生に備え、地域住民の防災意識を高めるとともに、県民、地域、企業等が協働して地域の防災力を強化することが求められています。

本検討委員会は、こうした問題意識のもと、災害に強い県土づくりの推進を目的とした条例の内容検討のため設置され、平成19年5月29日に第1回会議を開催してから、計5回にわたり精力的に審議を重ね、その結果をここに取りまとめるに至りました。

条例素案は、行政による取組だけでなく、個人や家庭、地域、企業、団体など多様な主体が行動し、かつそれらの協働により災害被害を軽減していくことを基本的な考え方とし、防災対策を時間の経過に沿って、「災害予防対策」、「災害応急対策」及び「復旧・復興対策」の3つの段階に区分し、各段階ごとに県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアの6つの主体の役割を規定する内容になっています。

条例制定に伴い、各主体が減災のための自らの役割を認識し、また、各主体の協働によって、災害に強い「安全・安心の岡山」の創造が実現されることを期待してやみません。

岡山県防災対策条例(仮称)制定検討委員会

委員長 河田惠昭

1 岡山県を取り巻く環境

岡山県に甚大な被害をもたらすと予想されている東南海・南海地震の発生の切迫性が高まりつつある。さらに、全国的に集中豪雨が増加し、災害が頻発していることに加え、今後地球温暖化の進行に伴って大雨の頻度や台風の強度が増加することが予測されている。

また、近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化や近隣扶助の意識の低下により、我が国の災害に対する脆弱性は増加している。

(1) 災害の状況

岡山県に被害をもたらす海溝型巨大地震、東南海・南海地震について、文部科学省の特別機関である地震調査研究推進本部は、今後30年以内の発生確率について、平成20年1月時点で「50%から70%」と発表しており、その切迫性が徐々に高まりつつある。

- ・ 東南海・南海地震とは、南海トラフ沿いの遠州灘西部から熊野灘及び紀伊半島沖を経て土佐湾までの地域で、フィリピン海プレートが陸側のプレートに潜り込み、陸側のプレートの変形が限界に達したとき、元に戻ろうとして発生する海溝型地震である。歴史的に見て100～150年間隔でマグニチュード8程度の地震が発生し、最近では昭和19年及び21年にそれぞれ発生していることから、今世紀前半にも発生するおそれがあるとされている。
- ・ 昭和21年の昭和南海地震の際に本県では、県南部、特に埋め立て地や干拓地を中心に、死者52人、建物全壊1,200戸にのぼる被害が発生した。
- ・ 地震調査研究推進本部が発表した平成20年1月1日時点の発生確率

は次のとおりとなっている。

南海地震	今後30年以内	50%程度
東南海地震	今後30年以内	60～70%程度

一方、風水害に目を向けると、平成19年版防災白書では、増加する集中豪雨や地球温暖化の進行に伴う洪水と暴風雨による損害の増加等について警鐘が鳴らされている。

- 平成19年版防災白書の序章より抜粋

「『気候変動に関する政府間パネル』(IPCC) の作業部会では本年に入り、地球の気候システムに温暖化が起きているとほぼ断定し、地球温暖化の進行に伴って大雨の頻度や熱帯低気圧の強度が増加すると予測している。(略)

これまでの30年間を見てみると、最近の10年間（1997～2006年）では、短時間に集中的に雨が降る事例が明らかに多くなっている。気象庁の全国約1,300箇所あるアメダス観測点で観測したデータを基にすると、過去10年では、1時間で50mm以上の雨が観測された回数は3,132回、1時間で100mm以上の雨が観測された事象は51回となっており、前々の10年間（1977～1986年）と比べると、それぞれ約1.6倍、約2.3倍に増加している。」

- 平成16年にはそれまでの観測史上最多であった6個を大幅に上回る10個の台風が我が国に上陸したが、岡山県では、そのうち台風第16号、18号、21号、23号により、死者8名、負傷者65名、住宅の全半壊138棟、床上・床下浸水15,838棟など、大きな被害が発生した。

(2) 社会構造の変化

我が国においては、出生率の減少と高齢者数の増加により、超少子・高

齢化が世界に例を見ない速さで進展している。

平成19年版高齢社会白書によると、総人口が減少するなかで高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、平成25(2013)年には高齢化率が25.2%で4人に1人となり、平成47(2035)年に33.7%で3人に1人となる。平成54(2042)年以降は高齢者人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、平成67(2055)年には40.5%に達して、国民の2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されている。

なお、岡山県の現在の高齢化率は全国を上回る水準（平成18年10月1日時点：23.0%）で推移しているところである。

高齢者は一般的に、避難により多くの時間を要する場合や避難するために特別の支援を必要とする場合が多く、特に近年高齢者や障害者等災害時要援護者の災害時における被害が目立っている。要援護者の被災を防ぐためには、災害発生時において要援護者が適切かつ迅速に避難できるよう、早期の情報提供や地域が要援護者を支える体制の整備が必要であるが、超少子・高齢化の進展や地域コミュニティの崩壊が叫ばれる今、その体制整備は容易ではない。

- ・ 平成16年新潟県中越地震における人的被害のうち、全ての死者に占める高齢者の割合は、68人中45人で66%となっている。
- ・ 平成19年新潟県中越沖地震における人的被害のうち、全ての死者に占める高齢者の割合は、15人中11人で73%となっている。
- ・ 平成16年の台風第16号、18号、21号、23号による本県の人的被害のうち、全ての死者に占める高齢者の割合は、8人中6人で75%となっている。

（3）災害に対する意識等の現状

一方、岡山県は、降水量1ミリ未満の日が日本一多いことと温暖な気候

から、「晴れの国おかやま」という言葉を県のキャッチフレーズとして使用している。

また、昭和南海地震や平成16年の台風災害はあるものの、近年、本県において大きな自然災害が発生していない。

このように、自然災害が少ないと、『晴れの国』のイメージの定着などのためか、他県に比べて県民の防災意識が低いと指摘されることが少なくない。

今回の条例制定に際し、県民からの意見聴取のため5回にわたって県内各地で意見交換会を開催したが、その中でも、「本県は、他県に比べ防災意識が低い。」、「県民の防災意識を高めることが重要。」などという意見が参加者からしばしば寄せられた。

- ・ 全国地方新聞社連合会（47社）が行った防災意識アンケート（山陽新聞H18.6.15掲載）によると、いつ起こるか分からない地震や集中豪雨といった災害に備えて非常食や防災グッズを「準備している」人は、岡山県13.0%、全国平均27.2%、静岡県49.4%であった。
- ・ 平成19年の自主防災組織率を見ると全国平均の70.7%に対し、本県は45.9%と、大きな開きがある。
- ・ 条例制定に対する意見交換会の際に、防災対策の取組についてアンケートを実施したがその結果は次のとおりである。

回答者 466人

避難場所・避難経路の確認を行っている	37.3%
住宅の耐震化を行っている	8.8%
家具の固定を行っている	18.0%
飲料水・食料備蓄を行っている	21.2%
非常持出品の準備を行っている	24.5%
なにも行っていない	35.8%

(4) 大規模災害の実例

阪神・淡路大震災の際に、自力又は家族、近所の住民によって救出された者の割合はおよそ95%にものぼったが、この地震による教訓として、普段からの近隣や地域社会とのつながりや結びつきの重要性が再認識されることになった。

生存救出のためには、災害発生から最初の72時間が勝負と言われており、人的資源を大量に投入する必要のある大規模災害時には、消防・行政の人員に加え、短時間のうちにできるだけ多くの人手が必要になる。

こうしたことから、地域住民同士の助け合い、いわゆる共助の重要性を十分認識し、災害時に共助が有効に機能する仕組みを構築する必要がある。

- ・ (社)日本火災学会の「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」によれば、自力又は家族や近所の住民によって救出された割合は95%にのぼる。

自力で	34.9%
家族に	31.9%
友人・隣人に	28.1%
通行人に	2.6%
救助隊に	1.7%
その他	0.9%

(5) 新たな防災対策の展開

岡山県のみならず、全国的に厳しい財政状況や人口減少社会の到来により、かつてのように多額の公的資金を防潮堤の嵩上げや河川改修等いわゆるハード整備に投じることは困難な状況にある。

こうした状況の中で、一昨年内閣府は、行政による取組だけでなく、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を怠長

く継続していくことが必要であるという考え方に基づいた「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を定めている。また、平成19年版防災白書においても序章のタイトルを「災害リスク認識を高め、多様な主体の行動により被害の軽減へ」とするなど、今後の人口減少社会を見据え、インフラ投資中心の防災対策から、多様な主体の行動による被害の軽減に軸足を置いた新たな防災対策に舵を切り始めたと思われる。

- ・ 災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針の概要
 - ① 防災（減災）活動へのより広い層の参加（マスの拡大）
 - ② 正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供（良いコンテンツを開発）
 - ③ 企業や家庭等における安全への投資の促進（投資のインセンティブ）
 - ④ より幅広い連携の促進（様々な組織が参加するネットワーク）
 - ⑤ 国民一人一人、各界各層における具体的行動の継続的な実践（息の長い活動）
- ・ 平成19年版防災白書の序章「災害リスク認識を高め、多様な主体の行動により被害の軽減へ」

4 多様な主体の行動により災害被害の軽減へ

災害の誘因となる自然現象そのものや社会構造の変化により、災害リスクはますます高まっており、こうした状況に対処していくには、災害リスクの高まりを一人でも多くの方々に正しく認識していただくとともに、行政による取組だけでなく、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く継続していくことが必要である。近年では個人の防災活動への自主的な参画、N P Oなどによる個人や地域への働きかけ、企業の防災への取り組み、さらには個人の防災意識を変革しうる情報通信技術の発展など新しい防災活動の萌芽

が見られる。昨年4月に中央防災会議において基本方針を決定した「災害被害を軽減する国民運動」に、こうした新しい動きを取り入れながら、高まる災害リスクへの認識を高め、必要な行動を促していくことが必要である。

(6) 地域防災計画による防災対策

我が国の防災対策は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議の作成する防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関の作成する防災業務計画、都道府県防災会議及び市町村防災会議が作成する地域防災計画による「計画」を基本として推進されてきた。これは、国、公共機関、地方公共団体が災害の発生を予防し又は災害の発生の場合にその被害を出来る限り軽減するため平常から周到な防災計画を作成し、関係機関、団体の緊密な連絡調整を確保し、適時適切な対策を講じることができるようにとの意図に基づいたものである。

その中で、地方公共団体が作成する地域防災計画は、当該地域の防災に關しかかわりのある全ての機関等の、防災に関して処理すべき事務又は業務について、想定しうる全ての災害リスクについて、その災害リスクごとに詳細に規定されている。

地域防災計画には、住民、自主防災組織、事業者や防災ボランティアの役割についての規定も設けられているものの、都道府県、市町村、指定地方行政機関や指定公共機関等の業務が中心になっているため、住民、自主防災組織、事業者や防災ボランティアにとって自らの役割を把握しにくく、また、その計画の膨大なボリュームが、把握しにくいという傾向に拍車をかけている。

- ・ 災害対策基本法では、防災行政を計画的に推進するため、中央防災会議が防災基本計画を作成し、防災に関する総合的かつ長期的な計画

を定めるとともに、防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項等を明らかにすることとしている。また、指定行政機関及び指定公共機関は、防災基本計画に基づきその所掌事務又はその業務に関し防災業務計画を作成しなければならないとされている。

- ・ 都道府県防災会議は、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成しなければならず、また、この計画は防災基本計画に基づき作成し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている。市町村防災会議についても同様である。

2 防災対策条例の必要性

近年、社会全体で安全と安心に対する関心がこれまで以上に高まっている。

「安全・安心」は人々の生活の基盤であり、行政にとって、持続的な安全・安心の確立を図ることは、より豊かで住みよい社会を構築する上で、最優先課題の一つである。

とりわけ、住民の生命、財産を災害から守ることは、県・市町村にとって最も根幹的な責務であり、これまでも、防災対策についてハード整備に重点を置き推進してきた。

しかし、今後発生が予想される東南海・南海地震等の大規模災害の際に、被害を軽減するためには、1の「岡山県を取り巻く環境」を考慮すると、行政による「公助」のみならず、個人の自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」の取組が不可欠である。

このため、国が推進する「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」等を踏まえ、災害の誘因となる自然現象や社会構造の変化により災害リスクが高まっていることを指摘し、それを一人ひとりの県民に正しく認識してもらい、行政による取組だけでなく、個人や家庭、地域、企業、団体など多様な主体による災害被害を軽減していくことが重要であることを訴えていく必要がある。

こうしたことから、県内のさまざまな主体の役割を明確にし、それらが協働による防災対策を推進する上で、その基本となる指針が必要になる。

(1) 条例の目的

条例は、現行の地域防災計画に基づく防災対策における課題を踏まえ、県民、自主防災組織、事業者や防災ボランティア等自助・共助側の方々が自らの役割を理解しやすいものにする必要がある。まずは、理解すること

が、自助・共助・公助のバランスのとれた協働による防災力の強化への第一歩と考える。

(2) 条例の基本的な考え方

以下のとおり3つの基本的な考え方を設ける。

- ① 県・市町村にとって、防災対策は、最も根幹的な責務であり、県・市町村が県全体を牽引する。
- ② 県民、自主防災組織、事業者、防災ボランティアの役割を明確に規定する。
- ③ 公助、自助、共助の協働による防災対策を推進する。

(3) 各主体の役割認識の促進と協働による地域防災力の強化の推進

災害対策基本法では、防災を「災害予防」、「災害応急対策」及び「災害復旧」の3つの段階に区分し規定していることから、条例においてもそれに準じて役割を規定すべきである。

このことは、各主体が防災の各段階ごとの役割を認識することを容易にし、また、同時に他の主体の役割の把握も可能になる。これは協働による防災対策の推進につながるものと考える。

(4) 条例に重点的に盛り込む事項

① 災害時要援護者対策

災害時要援護者対策は、近年の防災上の最も重要な課題である。個人情報保護法の施行後、個人情報の悪用への懸念等から、住民の間には過剰とも言える反応が見受けられるが、そうした課題の解消も踏まえ、要援護者対策を重視し、推進していく必要がある。

② 復旧・復興対策

阪神・淡路大震災や平成16年新潟県中越地震等大規模災害時に見られるように、復旧・復興対策が常に大きな問題になっており、その決定的な解決策は未だに見いだされていない。

復旧・復興対策とは、社会基盤の復旧にとどまらず、住宅の再建、雇用の場の確保やこころのケアなど、被災住民の生活等地域再建のための全てに及ぶものであり、政策的には幅広くしかも複雑かつ多岐にわたる。このため、あらかじめ基本的な考え方を指し示しておくことは、地域の再建を図る上で、非常に重要である。

3 条例に盛り込むべき内容（条例素案）

前述した「岡山県を取り巻く環境」と「防災対策条例の必要性」を考慮し、条例に盛り込むべき内容を以下のとおり取りまとめた。

(1) 体系図

別添参照

(2) 条例に盛り込むべき内容（条例素案）

別添参照

条例に盛り込むべき内容(条例草案)体系図

大項目

中項目

小項目

**基本理念等
(P15~)**

- 目的
防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策及び復旧・復興対策における県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアの責務又は役割を明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い社会の実現に寄与することを目的とする。

**災害予防
対策
(P17~)**

県の責務及び市町村の役割等 (P17~)

- 危機管理体制の充実 ○ 消防用及び水防用の充実等 ○ 防災訓練等の実施
- 災害及び防災に関する普及啓発 ○ 災害避難情報の提供等 ○ 防災に関する教育の実施
- 物資の計画的な備蓄等 ○ 公共施設の整備等 ○ 情報収集伝達体制の整備
- 避難計画の策定等 ○ 災害時要援護者の支援体制の整備 ○ 医療救護体制の整備等
- 公衆衛生の確保のための体制の整備 ○ 緊急輸送体制の整備 ○ 事業者等との協定
- 自主防災組織の結成の促進等 ○ 人材の育成等 ○ 防災ボランティア活動の環境整備等

県民の役割 (P21~)

- 防災知識の習得等 ○ 建築物の安全性の確保等
- 生活物資の備蓄等 ○ 災害時要援護者からの情報の提供

自主防災組織の役割 (P22~)

- 防災意識の啓発等 ○ 地形等災害関連情報の確認等 ○ 災害時要援護者の支援等
- 物資の備蓄等 ○ 避難勧告等への対応の準備

事業者の役割 (P23)

- (来所者、従業者等の安全確保、事業を継続するための計画策定等)

**災害応急
対策
(P24~)**

県の責務及び市町村の役割 (P24)

- 情報の収集及び提供(災害及び防災に関する情報の収集及び迅速かつ的確な提供)
- 災害応急対策のための体制の確立(必要な体制の速やかな確立)
- 市町村への応援(あらゆる手段の活用を検討した速やかな対応)

県民の役割 (P24)

- 避難及び避難場所(災害に関する情報への留意、自主的な避難等)
- 車両使用の自粛等

自主防災組織の役割 (P25)

- (市町村その他の関係機関と連携した情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導等)

事業者の役割 (P25)

- 来所者等の安全の確保(来所者、従業者等の安全確保、負傷者等の救助救護、初期消火等)
- 帰宅困難者への支援

防災ボランティアの役割 (P25)

- (地域において必要とされている災害応急対策の内容を把握したきめ細かな活動)

**復旧・復興
対策
(P25~)**

県の責務及び市町村の役割 (P25)

- (計画の策定及び復旧・復興対策の円滑な実施)

県民の役割 (P26)

- (協働による自らの生活再建及び地域社会の再生、魔棄物の発生の抑制)

自主防災組織の役割 (P26)

- (地域社会の再生への貢献、国、県及び市町村が実施する復旧・復興対策への協力)

事業者の役割 (P26)

- 就業の場の確保等(事業の継続又は中断した事業の速やかな再開による就業の場の確保等)
- 生活に不可欠な施設の復旧

防災ボランティアの役割 (P26)

- (県及び市町村と連携した被災者の意向に配慮した支援)

条例に盛り込むべき内容（条例素案）

前文

近年、本県に甚大な被害をもたらすと予想されている東南海・南海地震の発生の切迫性が高まりつつある。また、全国的に集中豪雨が増加していることに加え、平成十六年には、観測史上最多となる十個の台風が日本に上陸する等災害が頻発している。さらに、今後地球温暖化の進行に伴って大雨の頻度や台風の強度が増加すると予測されている。

県は、これまで市町村と連携し、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、災害に強い県土づくりに努めてきた。また、阪神・淡路大震災、平成十六年新潟県中越地震等の経験から、行政による公助はもとより、個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助の重要性が社会的に認識されつつある。

こうした状況にかんがみ、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するためには、社会のさまざまな主体が連携して、防災のための行動や事業の展開に努めることが重要である。そして、これらが持続する社会をつくっていかなければならない。

このような社会をつくるためには、県及び市町村が個人や家庭、地域、事業者等と連携し、日常的に防災のための行動と事業を長く行うための県民運動を展開していく必要がある。

とりわけ、少子・高齢化の進展により社会構造が変化し、地域コミュニティの衰退が懸念されている今こそ、協働による県民運動の展開が重要である。

だれもが安全に、かつ、安心して暮らすことのできるまちを築くことは、私たちの願いであります。将来を担う子どもたちへの義務でもある。

ここに、私たちは、共に力を合わせ、災害に強い安全・安心の岡山を創造するため、この条例を制定する。

大項目：基本理念等

小項目：目的

この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策及び復旧・復興対策における県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアの責務又は役割を明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い社会の実現に寄与することを目的とする。

☆この素案で「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。

☆この素案で「防災」とは、災害を未然に防止し、災害発生時における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいいます。

☆この素案で「防災対策」とは、災害を未然に防止する等のための災害予防対策、災害発生時における被害の拡大を防ぐための災害応急対策並びに災害からの復旧及び復興を図るための復旧・復興対策をいいます。

☆この素案で「自主防災組織」とは、自らが居住する地域を守るために、住民が自発的に結成する防災組織をいいます。

☆この素案で「防災ボランティア」とは、防災に関する社会貢献活動を行う個人又は団体をいいます。

小項目：基本理念

- 1 防災対策は、県及び市町村が県民の生命、身体及び財産を災害から保護する公助、県民が自らの安全を自らで守る自助並びに県民が自主防災組織、事業者等とともに地域において互いに助け合う共助を基本として実施されなければならない。
- 2 防災対策は、県、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアがその責務又は役割を果たすとともに、協働することにより着実に実施されなければならない。

小項目：県の責務

- 1 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るために、国、市町村その他の関係機関と連携し、防災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市町村、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアが実施する防災対策への支援に努める。
- 2 県は、災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、防災対策に反映させる。
- 3 県は、地域防災計画について、基本理念にのっとり検討を加えるとともに、当該計画に定められた施策の実効性の確保を図る。
- 4 県は、防災対策に関する施策を円滑に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

小項目：市町村の役割

市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るために、国、県、その他の関係機関及び自主防災組織と連携し、防災対策に関する施策の推進に努める。

小項目：県民の役割

- 1 県民は、基本理念にのっとり、平常時から災害に対する危機意識をもって自ら防災対策を実施するよう努める。
- 2 県民は、基本理念にのっとり、地域において自主防災組織等が実施する防災対策に積極的に参加するよう努めるとともに、国、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努める。

小項目：自主防災組織の役割

- 1 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害及び防災に関する普及啓発、地域における安全点検その他の災害予防対策並びに避難誘導、初期消火、救出救護その他の災害応急対策を実施するよう努める。
- 2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、国、県、市町村等が実施する防災対策に協力するよう努める。

小項目：事業者の役割

- 1 事業者は、基本理念にのっとり、災害発生時等において、来所者、従業者及び地域住民の安全を確保し、事業を継続することができる体制を整備するよう努めるとともに、負傷者等の救出救護、復旧及び復興時の雇用の場の確保等防災対策を実施するよう努める。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、国、県、市町村等が実施する防災対策に協力するよう努める。

☆この素案で「災害発生時等」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいいます。

小項目：防災ボランティアの役割

防災ボランティアは、基本理念にのっとり、災害応急対策及び復旧・復興対策が効果的に実施されるよう、県、市町村及び自主防災組織と連携し、きめ細かな被災者の支援に努める。

大項目：災害予防対策

中項目：県の責務及び市町村の役割等

小項目：危機管理体制の充実

県及び市町村は、災害発生時等において迅速かつ的確に対処することができるよう危機管理のための体制の充実に努める。

小項目：消防団及び水防団の充実等

- 1 市町村は、地域の防災対策において重要な役割を担っている消防団及び水防団の組織の充実及び機能の強化に努める。
- 2 県は、1に規定する施策の実施を支援する。

小項目：防災訓練等の実施

- 1 県及び市町村は、災害に適切に対応する能力を向上させるため、県民、自主防災組織、事業者、防災ボランティア及び国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練及び研修を行うよう努める。
- 2 県及び市町村は、災害発生時等において職員が迅速かつ的確に対処することができるよう、防災に関する訓練及び研修の実施により、職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに災害発生時等にとるべき行動の修得並びに防災意識の高揚に努める。

小項目：災害及び防災に関する普及啓発

- 1 市町村は、住民、自主防災組織及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を実施することができるよう、国、県その他の関係機関と連携し、災害及び防災に関する普及啓発に努める。
- 2 県は、国、市町村その他の関係機関と連携し災害及び防災に関する普及啓発を図るとともに、1の普及啓発の実施を支援する。
- 3 1、2の普及啓発は、災害発生現象の種類又は地域により災害の態様が異なることに留意して行われなければならない。

☆この素案で「災害発生現象」とは、災害の発生原因となる自然現象をいいます。

小項目：災害関連情報の提供等

- 1 県及び市町村は、県民、自主防災組織及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を実施することができるよう、災害発生現象に関する情報、地形等災害関連情報及び避難に関する情報を収集するとともに、当該情報を適切に県民、自主防災組織及び事業者に提供するよう努める。
- 2 市町村は、防災地図を作成し、住民にその内容及び活用方法を周知するよう努める。
- 3 県は、1、2に規定する市町村の施策の実施を支援する。

☆この素案で「地形等災害関連情報」とは、地形、地質、過去の災害、予測される被害その他の災害に関連する事項についての情報をいいます。

☆この素案で「防災地図」とは、市町村の区域内の防災対策に関する情報を掲載した地図をいいます。

小項目：防災に関する教育の実施

- 1 学校又は保育所を設置し、又は管理する者は、防災に関する教育の重要性を認識し、幼児、児童、生徒及び学生が、防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の実施に努める。
- 2 教職員、保育士等は、災害発生時等において適切な対応ができるよう防災に関する訓練及び研修への参加に努める。

小項目：物資の計画的な備蓄等

県及び市町村は、災害応急対策に必要な物資及び資機材を計画的に備蓄し、整備し、又は点検するよう努める。

小項目：公共施設の整備等

- 1 市町村は、避難場所の指定に当たっては、災害に対する安全性を考慮するとともに、避難場所に指定したその所有又は管理に係る公共施設の耐震性の確保等に努める。
- 2 県は、避難場所に指定されたその所有又は管理に係る公共施設の耐震性の確保等に努める。
- 3 県及び市町村は、ユニバーサルデザインの趣旨に沿って、1、2の公共施設の整備に努める。
- 4 県及び市町村は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的な点検及び計画的な整備に努める。
- 5 県及び市町村は、防災対策上特に重要な建築物について、耐震性の確保等に努め、又はその所有者に対しこれを促すよう努める。

☆この素案で「ユニバーサルデザイン」とは、年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、すべての人にとって安全かつ安心で利用しやすいよう、建物等を設計することをいいます。

小項目：情報収集伝達体制の整備

- 1 市町村は、あらかじめ、災害発生時等における被害、避難、住民の安否その他の必要な事項に関する情報の収集及び伝達のための体制の整備に努める。
- 2 県及び市町村は、孤立地区における通信の途絶に備え、災害発生時の通信手段の確保に努める。
- 3 県は、災害発生時等における気象、被害等に関する情報を収集し、国、市町村その他の関係機関に提供するための体制をあらかじめ整備する。
- 4 県及び市町村は、避難勧告等に関する情報の提供について、あらかじめ報道機関との連携を図るよう努める。

☆この素案で「孤立地区」とは、災害の発生により交通が途絶した地区をいいます。

☆この素案で「避難勧告等」とは、法令に基づく避難の勧告若しくは指示又は災害時要援護者に対する避難の準備に関する情報をいいます。

小項目：避難計画の策定等

- 1 市町村は、あらかじめ、自主防災組織等と連携し、避難勧告等の発令の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画を、災害の態様及び地域の特性に応じて策定するよう努める。
- 2 市町村は、あらかじめ、災害発生時等における避難場所の運営について、衛生、プライバシー等に配慮し、かつ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携した運営のための基準を作成するよう努める。
- 3 県及び市町村は、孤立地区の発生に備え、災害発時における住民等を輸送する手段の確保に努める。
- 4 市町村は、あらかじめ、関係機関と連携し、疾病等のために避難場所では生活することができない住民が避難することができる施設及び災害発時において当該施設が必要となる人員の確保に努める。

5 県は、広域的な避難が円滑に行われるようにするため、避難場所への誘導方法を確立することができるよう市町村を支援する。

☆この素案で「プライバシー」とは、他人からみだりに見られず、若しくは干渉されず、又はそのおそれがないことをいいます。

小項目：災害時要援護者の支援体制の整備

- 1 市町村は、あらかじめ、災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、自主防災組織等と連携し、災害時要援護者の支援を行うための体制の整備に努める。
- 2 市町村は、あらかじめ、福祉避難所の指定に努める。
- 3 県は、1、2に規定する施策の実施を支援する。

☆この素案で「災害時要援護者」とは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等であって災害から自らを守るために安全な場所への避難等に支援を要する者をいいます。

☆この素案で「福祉避難所」とは、災害時要援護者であって避難場所での生活において特別な配慮を必要とするものが避難することができる施設をいいます。

小項目：医療救護体制の整備等

- 1 市町村は、あらかじめ、災害発生時における医療及び救護に関する計画の策定に努めるとともに、災害による傷病者の治療の拠点となる医療機関の指定等災害発生時における医療及び救護のための体制の整備に努める。
- 2 県は、1に規定する施策の実施の支援並びに災害発生時における広域的な医療及び救護のための体制の整備に努める。

小項目：公衆衛生の確保のための体制の整備

県及び保健所を設置する市は、あらかじめ、関係機関と連携し、災害発時における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止、住民の心身の健康管理その他の公衆衛生の確保のための体制の整備に努める。

小項目：緊急輸送体制の整備

県及び市町村は、国その他の関係機関と連携し、災害発時における物資等の緊急輸送のための体制の整備に努める。

小項目：事業者等との協定

県及び市町村は、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資の供給及び輸送、帰宅困難者への支援その他の災害応急対策が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ、事業者等又は他の地方公共団体との協定の締結に努める。

☆この案で「帰宅困難者」とは、災害の発生に伴い帰宅が困難となった者をいいます。

小項目：自主防災組織の結成の促進等

- 1 市町村は、自主防災組織の結成の促進に努めるとともに、自主防災組織が実施する防災対策に対し、必要な支援を行うよう努める。
- 2 県は、1に規定する施策の実施を支援する。

小項目：人材の育成等

県及び市町村は、自主防災組織の防災対策及び防災ボランティアの活動が効果的に実施されるよう、自主防災組織が実施する防災対策において指導的役割を担う者の育成並びに防災ボランティアの活動が円滑に実施されるよう連絡調整を行う者等の専門的な知識及び技術を有する防災ボランティアの育成及び確保に努める。

小項目：防災ボランティア活動の環境整備等

- 1 県及び市町村は、災害発生時における防災ボランティアの活動が円滑に実施されるよう、関係機関と連携し、受入体制の整備、物資及び資機材の提供等防災ボランティアの活動の環境の整備に努める。
- 2 県及び市町村は、防災ボランティアの活動への県民及び事業者の積極的な参加を促すため、意識の啓発に努める。

中項目：県民の役割

小項目：防災知識の習得等

- 1 県民は、防災に関する訓練及び研修に積極的に参加すること等により、災害発生現象の特徴及び予測される被害に関する知識の習得に努めるとともに、災害発生現象の態様に応じた備え及び災害発生時等にとるべき行動の修得に努める。
- 2 県民は、自らが生活する地域について、地形等災害関連情報を収集し、理解するよう努める。
- 3 県民は、災害発生現象の態様及び地形等災害関連情報に応じた避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族等で確認しておくよう努める。

小項目：建築物の安全性の確保等

- 1 建築物の所有者は、当該建築物について、耐震診断を行うよう努めるとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を講ずるよう努める。
- 2 県民は、その所有し、又は管理する家具、窓ガラス等について、災害発生時の転倒、飛散等を防ぐための措置を講ずるよう努める。
- 3 工作物等の設置者は、当該工作物等の耐震性等を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、災害発生時の安全性を確保するため、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去その他の適切な措置を講ずるよう努める。

☆この素案で「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいいます。

☆この素案で「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいいます。

☆この素案で「工作物等」とは、ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機をいいます。

小項目：生活物資の備蓄等

- 1 県民は、あらかじめ、食料、飲料水、医薬品その他の災害発生時等において必要となる生活物資を備蓄し、及び点検し、並びにラジオ等の災害発生時等の情報収集の手段を確保するよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるよう準備しておくよう努める。
- 2 県民は、災害を未然に防止し、及び災害発生時の被害の拡大を防止するため、消火器その他の必要な資機材を整備するよう努める。

小項目：災害時要援護者からの情報の提供

災害時要援護者は、自主防災組織等及び市町村に対し、避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報をあらかじめ提供するよう努める。

中項目：自主防災組織の役割

小項目：防災意識の啓発等

自主防災組織は、防災意識の啓発及び高揚を図るために、地域住民に対して防災に関する訓練及び研修を行うよう努めるとともに、その構成員を、県、市町村等が行う防災に関する研修等に積極的に参加させるよう努める。

小項目：地形等災害関連情報の確認等

- 1 自主防災組織は、県、市町村等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地形等災害関連情報を確認するよう努めるとともに、災害発生現象の態様及び当該地形等災害関連情報に応じた避難場所、避難経路、避難方法等をあらかじめ把握しておくよう努める。
- 2 自主防災組織は、1の規定により確認し、及び把握した情報その他の防災対策に関する情報を掲載した地図を作成し、地域住民にその内容及び活用方法を周知するよう努める。

小項目：災害時要援護者の支援等

- 1 自主防災組織は、災害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため、市町村等と連携し、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、家具の転倒防止等災害時要援護者の災害予防対策の支援に努める。
- 2 自主防災組織は、災害時要援護者に関する情報の管理に当たっては、情報の漏えい及び目的外利用の防止に万全を期する。

小項目：物資の備蓄等

自主防災組織は、初期消火、負傷者等の救出救護その他の災害発生時の応急的な措置に必要な物資及び資機材を備蓄し、整備し、又は点検するよう努める。

小項目：避難勧告等への対応の準備

自主防災組織は、避難勧告等が発令された場合に地域住民の避難が円滑に行われるよう、あらかじめその構成員の役割を分担しておく等災害予防対策の実施に努める。

中項目：事業者の役割

事業者は、災害発生時等において来所者、従業者等の安全を確保し、及び事業を継続するための計画を策定し、当該計画を実施するための体制を整備するよう努めるとともに、防災に関する訓練及び研修を積極的に行うよう努める。

大項目：災害応急対策

中項目：県の責務及び市町村の役割

小項目：情報の収集及び提供

県及び市町村は、災害発生時等において、情報収集伝達体制に基づき、速やかに災害及び防災に関する情報を収集し、住民、自主防災組織、帰宅困難者等に対し、迅速かつ的確に提供するよう努める。

小項目：災害応急対策のための体制の確立

県及び市町村は、災害発生時等において、迅速かつ適切な避難、救助、医療等の災害応急対策が実施されるよう必要な体制の速やかな確立に努める。

小項目：市町村への応援

県は、災害発生時等において、市町村から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、あらゆる手段の活用を検討し、速やかに対応する。

中項目：県民の役割

小項目：避難及び避難場所

- 1 県民は、災害発生時等において、当該災害に関する情報に留意し、防災地図の活用により、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、避難勧告等の発令があったときは速やかにこれに応じて行動するものとし、避難に当たっては、互いに助け合い、円滑な避難に努める。
- 2 避難場所を利用する者は、互いに協力して共同生活を営むよう努めるとともに、避難勧告等が解除されるまでの間、避難を継続する。

小項目：車両使用の自粛等

県民は、災害発生時において、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努める。

中項目：自主防災組織の役割

自主防災組織は、災害発生時等において、市町村その他の関係機関と連携し、地域住民の安否等に関する情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給水及び給食、危険箇所の巡回その他の地域における災害応急対策を実施するよう努める。

中項目：事業者の役割

小項目：来所者等の安全の確保

事業者は、災害発生時等において、来所者、従業者等の安全を確保するよう努めるとともに、その専門性及び組織力を活用し、自主防災組織等と連携し、負傷者等の救出救護、初期消火、地域住民等の避難誘導、災害等に関する情報の収集及び提供等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。

小項目：帰宅困難者への支援

事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは、一時的な避難場所の提供その他の必要な支援に努める。

中項目：防災ボランティアの役割

防災ボランティアは、災害発生時において、県、市町村及び自主防災組織と連携し、地域において必要とされている災害応急対策の内容を的確に把握した上で、被災した家屋の清掃、避難場所における給食の支援等きめ細かな活動を行うことにより、災害応急対策が効果的に実施されるよう努める。

大項目：復旧・復興対策

中項目：県の責務及び市町村の役割

- 1 県及び市町村は、大規模な災害が発生したときは、県民の参画を図りながら、公共的施設の復旧、被災者の生活の再建、地域経済の復興等について定めた計画を策定するよう努める。
- 2 県及び市町村は、被災者の意向を踏まえるとともに、国その他の関係機関と連携し、1の計画の定めるところにより、復旧・復興対策の円滑な実施に努める。

中項目：県民の役割

- 1 県民は、自らも地域の復旧及び復興の主体であることを認識した上で、互いに協力し、県、市町村、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアと協働することにより、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努める。
- 2 県民は、循環型社会を形成する観点から、復旧及び復興時において、家具等を再使用することにより、廃棄物の発生を抑制するよう努める。

中項目：自主防災組織の役割

自主防災組織は、復旧及び復興時において、地域社会の再生に貢献し、かつ、国、県及び市町村が実施する復旧・復興対策に協力するよう努める。

中項目：事業者の役割

小項目：雇用の場の確保等

事業者は、復旧及び復興時において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、国、県、市町村等と連携し、地域経済の復興に貢献するよう努める。

小項目：生活に不可欠な施設の復旧

水道、電気供給施設、ガス供給施設、電気通信事業の用に供する施設等の管理者は、復旧対策を実施するときは、情報の共有を図る等互いに協力しながら当該施設の速やかな復旧に努める。

中項目：防災ボランティアの役割

防災ボランティアは、復旧及び復興時において、被災者の生活の再建が円滑に行われるよう、県及び市町村と連携し、被災者の意向に配慮した支援に努める。

(注) この条例素案は、条例に盛り込むべき内容を取りまとめたものであり、条例そのものではありません。

4 条例制定効果の波及を図るための方策

条例制定後は、県民、自主防災組織、事業者や防災ボランティア等に対し、条例の周知を十分に行う必要がある。

また、防災における市町村の役割の重要性に鑑み、市町村に対し、条例の目的や理念を十分周知し、県と市町村が一体となって条例制定効果の波及に努める必要がある。

条例制定効果が県下にあまねく波及してこそ、災害リスクの大規模化・多様化時代にあって、協働による災害被害の軽減、ひいては「安全・安心の岡山」の創造に向けた大きな一歩を踏み出すことができるものと考える。

(1) 県民への周知

県民への周知に当たっては、県が有する広報媒体を活用することはもちろんのこと、「防災週間」や「防災とボランティア週間」を中心にあらゆる機会をとらえ、効果的・効率的な周知に努めること。

(2) 防災教育の充実

災害時に自ら適切な行動をとれるようにするためには、学校等において防災教育を実施し、幼児の時期からの正しい防災知識のかん養が重要である。

小学校、中学校、高等学校等の教育機関は、郷土の自然災害の歴史等を学ぶ機会の確保や体験学習の充実など防災に関する教育の充実に努めること。

(3) 県と市町村の連携

条例が効果的に機能していくためには、市町村の果たす役割は大きい。

そのためにも、基礎的な地方公共団体である市町村と、市町村を包括する広域の地方公共団体である県との緊密な連携が極めて重要である。

市町村が条例制定の理念や目的を認識し、県と市町村とが一体的に、条例の理念に基づいた防災施策を展開していくよう、県は、市町村に対する説明会の実施等を通じて市町村の理解促進に努めること。

(4) 各主体ごとの留意点

① 県民

災害から自らの身を守るためにには、平常時から、一人ひとりが防災に関する意識を高め、正しい知識や技術を身につけることが重要である。

特に、復旧・復興にかかる多大なコストに比べて、事前の減災投資がはるかに効果的であることを認識し、家具や備品の固定、住宅・建築物の耐震化、食料や水の備蓄、ハザードマップの確認等安全への投資に努めること。

② 自主防災組織

条例制定の意見交換会では、自主防災組織が組織されていても、高齢化やマンネリ化等により活動がほとんどなされず形骸化しているなどの指摘が数多く寄せられた。

自主防災組織自体が、その活動の活性化を図ることはむろん、今後は、地域活動団体とのネットワークを強化するなどして、環境、福祉、健康、防犯、消費者保護、青少年育成、生涯学習、地域づくり等の活動を行っている地域活動団体に防災の要素を取り入れてもらうなどの工夫が必要である。

また、自主防災組織に、女性が参加しやすい環境整備も必要である。

なお、県・市町村は、自主防災組織の設置促進・活動活性化の推進に引き続き努めるとともに、併せて組織が活動しやすいように、損害補償制度等の周知をしていく必要がある。

③ 事業者

事業者も地域の一員であり、事業者を構成しているのは概ね地域の住民であることを踏まえ、防災対策への積極的な関わりが望まれる。

事業継続計画（B C P）を策定している事業者は、今のところわずかにとどまっている。今後、事業者の積極的な取組が進むよう、県・市町村は、事業者に対する事業継続計画の策定効果を啓発していく必要がある。

効果：事業が早期に回復することで、雇用の確保による社会不安の軽減や取引停止による連鎖的な影響を抑制することができ、ひいてはそのことが地域経済や社会の安定につながること。

④ 防災ボランティア

防災ボランティアは、行政では手の届かないきめ細かな活動が可能である。

一般的に災害発生後の救援、避難生活への支援、家屋の泥かき等の復旧活動での活躍が注目されがちであるが、災害発生前における家具の固定等災害時要援護者の支援や、復興時における継続的な被災者支援等の活動も重要であり、こうした分野でのさらなる活動が期待される。

県、市町村は、発災直後からの防災ボランティア活動がスムーズに行われるよう、活動基金の創設や企業との物資調達協力協定の締結など、防災ボランティアが活動しやすい環境の整備に努める必要がある。

資料

岡山県防災対策条例（仮称）制定検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 災害に強い県づくりを推進することを目的とした岡山県防災対策条例（仮称）（以下、「条例」という。）の制定について、必要な事項を検討するため、岡山県防災対策条例（仮称）制定検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、県民からの条例に対する意見を尊重しながら、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 県民からの意見を条例づくりに反映させるための仕組みに関すること。
- (2) 条例の骨子案の作成に関すること。
- (3) 条例案の作成に関すること。
- (4) 前3号のほか、条例の制定に関して必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員15名以内で組織し、知事が委嘱する。

2 委員のうち4名以内の者は、県民から公募し、別に定める方法により選考された者とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

（任期）

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

（会議等）

第6条 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

2 委員長は、委員会を代表し、前項の会議において議長を務める。

3 委員長がやむを得ない事由により、一時的にその職務を行うことができないときは、副委員長がこれを代理する。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決することができない。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 委員会は、必要に応じ、委員以外のものに会議への出席を求め、防災対策に係る意見・情報等を求めることができる。

（事務局）

第7条 委員会の庶務は、岡山県総務部危機管理課において行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年3月19日から施行する。

（経過措置）

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

岡山県防災対策条例（仮称）制定検討委員会 委員名簿

(氏名の五十音順)

い で こういちろう 井 手 紘一郎	岡山県市長会 会長（平成19年9月～）
うちだ かずこ ○ 内 田 和 子 ○	岡山大学大学院社会文化科学研究科 教授
おおた とよあき 太 田 豊 秋	岡山県P.T.A連合会 会長
おおもり みのる 大 森 實	社団法人岡山経済同友会 政策委員会委員長
かねまつ ひさかず 兼 松 久 和	岡山県自治会連合会 会長
かわた ゆきお 河 田 幸 男	公募委員
かわた よしあき ○ 河 田 恵 昭 ○	京都大学防災研究所 巨大災害研究センター長
たにもと よしえ 谷 本 淑 恵	公募委員
とく だ きょうこ 徳 田 恭 子	公募委員
はちや ひろみ 蜂 谷 弘 美	岡山県議会議員
ひこさか かつのり 彦 阪 勝 則	公募委員
ふじわら ふみのり 藤 原 文 法	岡山県消防長会 会長
まつもり かずと 松 森 和 人	NPO法人ふくい災害ボランティアネット 理事長
まと の ひでとし 的 野 秀 利	公設国際貢献大学校 校長管理者
よしおか のぶこ 吉 岡 伸 子	岡山県婦人防火クラブ連絡協議会 会長
(たけうち ようじ 竹 内 洋 二	岡山県市長会 会長（平成19年5月～9月）

※ ○ 委員長、○ 副委員長

岡山県防災対策条例（仮称）制定検討委員会の開催状況

1 第1回会議（平成19年5月29日開催）

- ・岡山県における災害等の状況
- ・条例制定に当たっての基本的な考え方
- ・県民からの意見を反映させる仕組み 等

2 第2回会議（平成19年7月24日開催）

- ・議事録に係る発言者名の公表について
- ・防災に係る法体系等について
- ・県民との意見交換会の開催状況について（県民からの意見を反映した条例の基本理念や施策体系について） 等

3 第3回会議（平成19年10月4日開催）

- ・災害時の自主防災組織等に対する損害補償制度について
- ・県民との意見交換会及び意見募集について
- ・条例素案について 等

4 第4回会議（平成19年11月12日開催）

- ・高校生、大学生等との意見交換会等の開催状況について
- ・第3回の会議で提案いただいた課題事項、研究事項について
- ・条例素案について 等

5 第5回会議（平成20年1月28日開催）

- ・岡山県防災対策基本条例（仮称）素案に対する意見募集（パブリック・コメント）の実施結果について
- ・岡山県防災対策条例（仮称）制定検討委員会報告について

別冊資料

1 県民との意見交換会及び県民からの意見募集について	1
2 防災対策に関するアンケート調査結果（意見交換会）	18
3 条例に盛り込む基本的な内容例についての調査結果（県民意見募集）	22

県民との意見交換会及び県民からの意見募集について

条例制定に際して、県民との意見交換会及び県民からの意見募集を次のとおり実施した。

1 県民との意見交換会

	日 時	場 所	参 加 者
岡山会場	平成19年7月1日（日） 13時30分～15時30分	岡山国際交流センター	一般県民 88人
倉敷会場	平成19年7月8日（日） 13時30分～15時30分	くらしき健康福祉プラザ	一般県民 173人
津山会場	平成19年8月19日（日） 14時00分～16時00分	グリーンヒルズ津山	一般県民 140人
高校生との 意見交換会	平成19年10月16日（火） 10時30分～12時30分	県立備前緑陽高等学校	備前緑陽高校1年生 151人
大学生との 意見交換会	平成19年10月20日（土） 10時00分～12時00分	学校法人高梁学園 国際交流会館	吉備国際大学の大学 生等 75人
青空知事室	平成19年10月2日（火） 14時00分～16時00分	和気鶴飼谷交通公園（和 気ドーム）	自主防災組織代表者、 防災ボランティア、 消防団長など 9人

2 県民からの意見募集

- (1) 募集期間 平成19年8月6日（月）～8月31日（金）
- (2) 意見の提出方法 郵送、ファックス、電子メールによる
- (3) 意見の提出

県民49件 27市町村及び14消防本部、商工関係4団体 計94件

3 県民との意見交換会及び県民からの意見募集による意見の一覧

【条例の目的・基本理念について】

県民意見	内訳
○条例自体 <ul style="list-style-type: none"> ・起こってからでは遅い。起こる前の備えをするため、条例を制定することに意味がある。 ・条例も大切であるが、大規模災害が発生した際に県や市町村は具体的にどうするのかということをはっきり示して地域住民に浸透させていかなくてはいけないと思う。 	岡山会場 津山会場
○自助・共助・公助の役割分担 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティが崩壊しつつあるときに、自らの命は自らが守り、地域は地域のみんなで守るため、何をすべきかということを条例に明記すべきである。 ・自助、公助、共助の役割を明確にして、災害が起った時、それぞれ何をすべきかの方向を記載した方がよい。 ・自助、共助をということであれば、公助の内容について詳しい説明が必要。 ・自助・共助に重点を置きすぎている。公助が基本でその補助として自助、共助を位置づけるべき。 ・役割分担の明確化と周知徹底、相互連携による協働機能が即働くことが大切である。 ・自主防災組織に負荷をかけすぎではないか。 ・公助の十分なる確立を願う。 ・条例が必要な理由をもっと周知・徹底させるべきだ。 ・公助・自助・共助の三者一体で防災に取り組めばよくなるのではないかと思われる。 	倉敷会場 岡山会場 岡山会場 倉敷会場 倉敷会場 倉敷会場 倉敷会場 倉敷会場 倉敷会場 津山会場 津山会場 大学生
○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体でも早期に防災対策条例を策定し、実行に移すこと。 ・市民と公共団体の協力をもつとしてほしい。 	県民意見 高校生

【県民の責務・役割（自助に関すること）】

県民意見	内訳
○防災意識の啓発・高揚 <ul style="list-style-type: none"> ・他人事とは思わないようにすることが、防災意識を生むことにつながるのではないか。 ・個人の学習（防災対応）について明記していくべきではないか。 ・隣の兵庫県で大震災があったことを踏まえ、防災意識を高めていく必要がある。 	倉敷会場 倉敷会場 県民意見
○家の中の安全対策（家具の転倒防止など） <ul style="list-style-type: none"> ・阪神淡路大震災の経験から死因のほとんどが圧死であり、日頃からの取組が大切である。 	駒・倉・津山会場

- ・自宅の家具倒壊対策のPRを進めるべき。
- ・防災とは自己防衛である。とにかく自助が最優先。阪神淡路大震災の経験から死因のほとんどが圧死であり、日頃からの取組が大切である。

倉敷会場
津山会場

○コミュニティの活性化

- ・県民一人ひとりが自分のことを考え、自分の住んでいる地域で災害があつたらどうなるのかを考えることは地域コミュニティ力の再生、活性化につながる。
- ・コミュニケーションを常に平素から保っていくことがいざというときに役に立つと思う。一人ひとりの心構えが大事であり、ボランタリー精神を平素から養い、問題を自分自身のことと考える習慣づけが必要である。
- ・日常生活の中で、地域に暮らす人たちとどのようなコミュニケーションを培っているか、それがいざというときに自らの命を守るために重要な鍵になるといわれており、自助、共助の大切さを条例の中に入れていただきたいと考えている。

岡山会場

津山会場

津山会場

○危険箇所の確認・防災マップの作成

- ・地域のことを知っている人を増やすことが災害の軽減につながる。

倉敷会場

○非常持出品、非常備蓄品の準備等

- ・日頃からの備えがあれば災害時に慌てることが少ない。
- ・非常持出品は必ず寝る部屋の枕元において寝る。
- ・非常用持ち出し袋をひとり暮らしの家では持つようにしたい。

倉敷会場
県民意見
大学生

○その他

- ・自分の命は自分で守ることから、すべてが始まる。
- ・いつ大災害が起きても対応できるよう、日頃からよく考えておき、また、近所の人々とのコミュニケーションも大切にしたいと思う。
- ・権利の主張はするが、義務を果たせていない人が多い。個人情報保護法が大きな障害になっている。
- ・市町村、消防からの避難指示などに対する遵守規定はどうなるのか。町内会長としては明確にしてほしい。
- ・予防対策として家屋の耐震度の測定、地盤の耐震性の把握が必要である。
- ・日頃からの地域におけるコミュニティの確立（コミュニティ単位での近所の生活を熟知することで災害時の連携を可能にする。）、ひとり暮らしのお年寄り世帯のリスト作成、様々な時間を想定した訓練の実施、近所単位でのハザードマップの作成、NTT回線不通時のコミュニティ単位での情報伝達の必要性
- ・地震保険への加入

津山会場
津山会場

津山会場

津山会場

県民意見
県民意見

県民意見

【自主防災組織の責務・役割（共助に関すること）】

県民意見	内訳
<p>○防災意識の啓発・高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害を最小限に留めるには住民の防災意識を高めることが必要。防災週間などの機会を利用して研修会を開催し、災害への備え、災害時の救援避難訓 	県民意見

練などを実施し、住民のつながりを密にすべきである。

- ・防災意識の普及啓発を予防対策として入れるべきである。

県民意見

○災害時要援護者対策

- ・災害時要援護者の把握が困難である。
- ・地域のネットワークづくりに、個人情報保護法による情報制約をいかに克服するかが課題である。
- ・自主防災組織への個人情報が提供されないため、救出・避難誘導が困難である。
- ・町内会長として高齢者、障害者等の掌握に個人情報保護法が障害となっている。
- ・災害が発生すると災害状況を町内会、区長会で的確に把握し、対策を講じていかなければならないと考えている。災害時要援護者についても、個人情報保護法との関連もあるが実情の把握に努めていかなくてはならないと考えている。

岡山会場

岡山会場

倉敷会場

津山会場

津山会場

○地域との協力・連携

- ・救助を待つまでの間、地域の者同士の連携が必要である。
- ・災害規模が大きいほど公的な救援に時間がかかり、その際、地域の結束が生きてくる。
- ・自主防災組織の一番小さな単位は向こう三軒両隣であり、大規模災害時には消防だけでは対応し切れないので、隣近所の協力と連携が不可欠である。
- ・自主防災を行う上で町内会活動への不参加者が多い。
- ・自主防災組織の育成、災害ボランティアの拡大、住民の意識改革等を盛り込んでもらいたい。
- ・向こう三軒両隣を大切にすることを平素から認識することが大切。PRをすること。
- ・向こう三軒両隣の精神が大切である。
- ・町内会の団結力を高めるため、そのもととなる個々の意識をどう高めるかが課題である。
- ・防災を考える上でもっと近所のことを知っていく、地域の連携を強めていくことが必要である。

岡山会場

倉敷会場

倉敷会場

倉敷会場

津山会場

津山会場

津山会場

津山会場

県民意見

大学生

○防災用資機材の確保

- ・がれきの中を素手で人は助けられない。防災用資機材の確保が必要である。

倉敷会場

○その他

- ・他県から来た学生など地域コミュニティに参加しづらい住民対策が必要。
- ・高齢化の進展により助け合うことができにくい状況になっている。
- ・自主防災組織全体への情報伝達方法
- ・高齢化が進んでいる地域での避難誘導が個人情報保護法との関係でスムーズにいくのかどうか（心配である。）
- ・防災講習などへの参加はなかなか進まないため、運動会や盆踊り、敬老会など町内会の諸行事で防災について啓蒙をしていくこと、行事に防災を取り込んでいくことを考えている。
- ・防災を進めていくには、地域力が必要であり、ネットワークを組んで打てば響くような組織を持っておくことが大切である。
- ・地震災害の救助は一時的には自治体、町内会、消防団等地域住民の協力が

岡山会場

岡山会場

倉敷会場

津山会場

津山会場

津山会場

県民意見

<p>不可欠であり、平素から防災ネットワークの構築が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校区を中心とした平素の生活圏での防災訓練が大切。向こう三軒両隣といった小さな範囲での防災避難マップがあればいざとなつたときに役に立つ。町内会を中心とした近隣との連携、高齢者を中心とした地域の実態把握が大切。 ・応急対策に「災害発生時の情報収集と伝達、避難誘導、初期消火、救出・救護、給食・給水などの防災活動」を明記する。復旧復興対策に「防災行政機関との連携」、「行政機関との連携」を明記する。 ・小さい単位、町内会ごとの防災計画と訓練が必要。 ・コミュニティで自主防災計画を作成し、繰り返しの説明と段階的な訓練を行う。 ・条例によりパトロール隊を設置する。 ・防災訓練も実施しているが、実際やってみると、要援護者を連れてこないで、元気な人だけが参集するなどの課題が浮かびあがってきた。 	<p>県民意見 県民意見 県民意見 県民意見 県民意見 青空知事室</p>
---	---

【事業者の責務・役割（共助に関すること）】

県民意見	内訳
<p>○消防団活動への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に対する意識啓発が必要である。 	<p>倉敷会場</p>
<p>○地域への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者には地域住民とともに地域に発生した災害から「守る」「立ち上がる」努力を共有する必要と責任がある。企業活動継続のためにも地域との連携は最も有効な施策である。地域自主防災会に企業からの参画を促進し、防災訓練などを共同開催するなど日常活動が求められる。 	<p>県民意見</p>

【災害ボランティアの責務・役割（共助に関すること）】

県民意見	内訳
<p>○ボランティアと連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的団体とボランティアの協働ができる体制を検討して欲しい。 ・ボランティアが活動しやすい仕組みづくりや工夫が必要である。 ・災害援助において、ボランティアコーディネーターの役割は本当に大切だと思うので、さらに詳しく条例に盛り込んだ方がよいと思う。 	<p>岡山会場 岡山会場 大学生</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・データの蓄積が大切であり、これがボランティアセンターの貴重な財産となる。是非、活動のこつというものをセンターに蓄積してもらいたい。 	<p>大学生</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地元が被災した場合に、自らが被災者になった場合にボランティアセンターとして何ができるか、市内の3つのボランティアセンターと話し合いを進めている。今後、マニュアルを作成する予定である。 	<p>大学生</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、福祉ボランティア学科をつくり、ボランティアセンターを設置した。既に卒業生の中に石川県社会福祉協議会に就職し、今回の地震においても中心的に活躍しているものもいる。ボランティアのみならず、センターを動かしていくボランティアコーディネーターの人 	<p>大学生</p>

材を育てていきたい。岡山県が災害に対するボランティアの発信県となればと考えている。

- ・ボランティアを行い気づくことは多い。ボランティアを行うことが大切。

大学生

【県及び市町村の責務・役割（公助に関すること）】

県民意見	内訳
<p>○防災意識の啓発・高揚</p> <ul style="list-style-type: none">・防災意識が低いのであれば、明確な目標・行動計画が必要である。・減災への知識普及・自助・共助の意識を高めるため、避難訓練、啓発活動が必要。・ひとりでも多くの人に防災の意識を持ってもらうために、様々な形で防災についての情報を発信していくことが大切である。・詳しいことを書いた紙等を、回覧板等で配る。・防災マップの作成をし、5年に1回くらい改正をして欲しい。・行政には、保護者の防災意識を高めるような取組を進めていただきたい。また、防災教材の提供や紹介をお願いしたい。・啓発活動が重要。	岡山会場 県民意見 県民意見 大学生 高校生 大学生 青空知事室 大学生
<p>○自主防災組織への支援</p> <ul style="list-style-type: none">・自主防災組織の意見交換ができるよう連絡網の紹介、ボランティア団体、社会福祉協議会などの連携を強めて欲しい。・行政の自主防災組織への支援を明記する。・日頃から自主防災会の連携が深められるようネットワークづくりを進めて欲しい。・防災リーダーの育成のみならず、自主防災組織への支援が必要である。・県、市の責務に「自主防災組織への支援」の追加。ボランティアとの連携、装備費用の支援が必要。・活動時の補償が必要である。・避難リーダーが活動中に事故にあった場合の補償（保険）に配慮して欲しい。・救助、援護従事者に対する被災時の補償援助。・自主防災組織への何らかの指導が欲しい。・自主防災会の整備する資機材に援助して欲しい。・自主防災組織への支援、研修を充実した方がよい。・災害情報の共有について、自主防災組織とはどう考えているのか。備蓄・保管物品の流れについてはどうか。組織を継続的に維持するための方策を考えてほしい。・組織への援助の明確化、自主防災会設立の援助と支援、県、市町村も建前ではなく実務的に支援をお願いしたい。・自主防災組織を組織した地域への指導をお願いしたい。・自主防災組織の年間の活動資金の年次補助金の要請（地域コミュニティの資金だけでは自主的活動の継続が不可能になる。）・自主防災組織の育成と強化・防災活動、防災倉庫の費用の援助・防災では、ハード面も大切であるが、ソフト面、人づくりが重要である。	岡山会場 岡山会場 倉敷会場 倉敷会場 倉敷会場 倉敷会場 倉敷会場 倉敷会場 倉敷会場 倉敷会場 倉敷会場 倉敷会場 倉敷会場 津山会場 県民意見 県民意見 県民意見 県民意見 県民意見 青空知事室

防災のリーダーとなりえる防災士の資格を取得するには、3日間の研修で費用が6万円必要であり、また兵庫県等では防災士の養成事業を行っている。岡山県でも防災士の養成を進めるため、県内での受講体制の整備や資格取得に係る補助制度の創設等をお願いしたい。

○災害時要援護者対策

- ・災害時要援護者への支援の規定も盛り込んではどうか。
- ・計画の作成のみならず、援護者の支援そのものへの取組が重要である。
- ・避難誘導看板の設置など、災害時要援護者に配慮した施策が必要である。
- ・災害時の聴覚障害者に対するネットワークづくりが必要である。
- ・災害時要支援者（聴覚障害者）のため、避難場所に掲示板、民生委員には手話指導をして欲しい。
- ・災害時要援護者は、公の施設での避難生活にしてほしい。
- ・避難所にガイドヘルパーや介護福祉士の派遣をお願いする。
- ・個人情報保護法があるが、災害時要援護者の情報を自主防災組織のリーダーには流して欲しい。
- ・援助のことや、老人のことなどを、もう少し考えてほしい。
- ・大学の留学生科にメール情報のパンフレットなど防災意識啓発のための冊子をおいて欲しい。
- ・留学生のほとんどは緊急連絡先を知らない。大学に緊急連絡先の案内書を置いていただきたい。

岡山会場
倉敷会場
倉敷会場
倉敷会場
倉敷会場

倉敷会場
倉敷会場
県民意見

高校生
大学生

大学生

○ボランティアと連携・協働

- ・ボランティアとの連携・協働が必要である。
- ・災害ボランティアを養成してほしい。
- ・県外で災害が起こった時にボランティアバスを出して欲しい。
- ・被災者の気持ちにどれだけ近づけるかが重要。防災リーダー、ボランティアの継続的な育成に特に留意してほしい。
- ・こういう意見交換会を行えば、ボランティアを進んでする学生が増えると思うので、このような機会を増やしてもらいたい。
- ・災害ボランティアコーディネーター講座のより一層の充実を望みたい。

倉敷会場
倉敷会場
倉敷会場
倉敷会場
津山会場

大学生

青空知事室

○消防団組織の再編成

- ・自主防災組織と連携し、消防力の確保をしてはどうか。

倉敷会場

○避難場所の安全性の確保

- ・公民館の建て替えなど避難場所の建替・確保に支援していただきたい。
- ・避難所へのトイレ・シャワーの増設

岡山会場
県民意見

○情報の伝達

- ・情報伝達のソフト・ハードの充実が必要。
- ・行政からの確な情報をいただきたい。
- ・防災行政無線のテストの実施をしてもらいたい。
- ・個人に十分な情報が常に伝わるようにして欲しい。
- ・早期に情報伝達できるシステムの構築
- ・住民に警報、注意報発令の際、いち早く住民に伝えるべき。
- ・電源等の切断を想定した情報伝達の整備
- ・防災無線の設置

岡山会場
岡山会場
倉敷会場
津山会場
県民意見
県民意見
県民意見
県民意見

・災害が起きたときに県や市町村からなるべく早く安否の情報を出していた だくのような知恵がないかと感じた。	大学生
・児童の登下校時の安全を守るため、保護者が災害警報・緊急情報を確保で きるよう、県の防災情報メール配信サービスへの加入を促しているところで ある。サービスの誤配信がないようにお願いしたい。	青空知事室
○その他	
・ボランティアの活用の前に考えるべきものが多いのではないか。	岡山会場
・防災関係予算を増額して欲しい。	岡山会場
・備蓄基地の支援対策	岡山会場
・危険箇所を知ることが大切。ハザードマップをインターネットではなく、 紙で作成して欲しい。	岡山会場
・災害時の最終処分場等の確保が重要である。	岡山会場
・県と市町村の連携を密にしてほしい。	岡山会場
・耐震化や機材について公的に整備すべき。各戸への補助金等条例に盛り込 むべき。	倉敷会場
・鳥取県のように災害復旧（被災者）に公的資金の援助についての条項を入 れてほしい。	倉敷会場
・避難場所の掲示及び地域への周知徹底	倉敷会場
・緊急地震速報への岡山県の取組が必要。	倉敷会場
・行政の対応をスピードアップしてもらいたい。	倉敷会場
・避難所の看板が見られず、早急に設置してほしい。	津山会場
・道路を広くする。河川、砂防堰堤の整備	津山会場
・災害を100%防ぐことは不可能であり、いかに減災に向けた取組をしてい くかが大切である。大規模災害の際には自助・共助によりほとんどの人命が 救出されているが、減災を進めていくためには公助も大きな役割を占めてい るのでハード・ソフト両面についての対策を公助の役割として十分に盛り込 んでいただきたい。	津山会場
・災害が起きたときには自助が一番でその次は共助だということになると県 や国は後ろに下がっているように聞こえる。公共の電波なり、新聞を使うこ とにより「最終的にはこういうことをしてください。」ということを伝えて いただきたい。	津山会場
・早朝、夜半等を想定した訓練の実施	県民意見
・避難所への赤色灯の点灯、井戸の掘削	県民意見
・避難訓練の地域別の実施、指導	県民意見
・予算措置を伴う条例にして欲しい。	県民意見
・地域の特性に合わせた防災対策が必要である。道路の損壊により交通が不 能の場合に海上輸送を検討すること。緊急避難場所の再検討が条例の前に必 要である。	県民意見
・消防自動車が通ることができるよう生活道路の拡幅をして欲しい。	県民意見
・個人の財産に対しても国や県、市町村がどういった支援策をとるのか考 えた方がよい。	県民意見
・災害別の避難所を決めておくこと。	県民意見
・地震保険加入促進PR	県民意見
・避難場所の耐震化が不可欠、洪水時の避難場所がないため、民間事業者施 設への協力要請と協定の締結、災害時要援護者の避難支援のための資機材に に対する行政の費用負担	県民意見
・災害負傷者対策、災害ボランティアの組織化	県民意見

・ハード面の対策が不可欠、資金が必要なので計画を立て順次実行を。	県民意見
・自主防災組織の中でコミュニティ（町内会等）活動の活性化	県民意見
・災害時の費用負担をどうするか。	県民意見
・防災講習会の実施のみならず、その後のサポートにも取り組むべきである。	県民意見
・防災に関する事業計画を官民で行うことを条例化する。条例で自主防災組織の確立を義務づけること。岡山県に総合防災センターを設置し、小学校単位で訓練・啓蒙教育へ参加するよう呼びかけるとともに救急救命措置が誰でもできる体制を作ることで災害の軽減可能なまちづくりを行うことができる。	県民意見
・最近の行政のやり方は口は出さが、お金は出さない傾向がある。	県民意見
・ボランティアをするにしてもお金がかかるなどを認識して欲しい。	県民意見
・行政のできる範囲を周知して欲しい。（できること、できないこと）	県民意見
・損害補償の確立	県民意見
・警察・消防との連携	県民意見
・岡山県は南の平野部、北の山地部と地域を二分したような県であり、災害時には道路崩壊などにより支援が行き届かない場合もあることから、隣接の県の市町村との連携を忘れてはならない。	大学生
・被害を最少になるようにしてほしい。	高校生
・支援金を出してほしい。	高校生
・家の崩壊のことなど考えて欲しい。	高校生
・災害で家が倒れたときの、保障みたいなものはないのか。	高校生
・家などが倒壊したときの保障	高校生
・自動販売機などの災害時の無料化をして欲しい。	大学生
・災害時に県の幹部がスーツで突っ立っているのは本当にやめて欲しい、真っ先に現場に来ていただきたい。	大学生
・災害対策の必要性がわかっていない行政職員もいる。協働のためには、まずは職員が災害について勉強していただく必要があると思う。	青空知事室
・社会福祉協議会としては、人材育成については行政と協働で取り組んでいきたいのでよろしくお願ひしたい。	青空知事室
・和気町消防団には700名の団員がいる。少子高齢化により団員確保に苦慮している。県職員の積極的な消防団への入団についても配意願いたい。	青空知事室

【災害時要援護者対策】

県民意見	内訳
・災害時要援護者の把握と支援の必要性を感じているが、個人情報保護をどうすればいいか。	岡山会場
・聴覚障害者に対する情報提供に配慮が欲しい。	岡山会場
・民生委員は義務を負わされているが、個人情報保護法で高齢者、障害者の情報が得られない。	倉敷会場
・災害時の個人情報保護法に絡む救援活動の停滞については、何よりも人命救助が第一であるので、条例で強制できる権限を認めて欲しい。	倉敷会場
・個人情報保護を有益に利用できるようすべき。	倉敷会場
・誰もが災害時要援護者を手助けできる地域であってほしい。	倉敷会場
・災害時の救出・避難誘導のため、個人情報の提供が必要である。	倉敷会場
・要援護者は自主防災会に相談して欲しい。	倉敷会場

・障害者（災害時要援護者）は自らの存在をアピールすべきである。	津山会場
・災害情報が容易に得られるよう、聴覚障害者、身体障害者への援助をお願いしたい。災害が起きた際のコミュニケーション方法について考えていただきたい。聴覚障害者をどのように避難誘導するのか、具体的な問題解決策を考えいただきたい。	津山会場
・自分の町のどこに障害者、高齢者等の災害時要援護者がおられるか、我々市民が考えることが大切である。	津山会場
・個人情報保護法について見直しを考えいただきたい。	津山会場
・アトピー性皮膚炎などに配慮した食糧の確保	県民意見
・要援護者の避難対策には向こう三軒両隣の協力（日常の声かけ）、先進地域の成果事例の資料化、地域住民の啓発、ビデオ等による指導、地域（町内会）の在り方の検討などが必要である。	県民意見
・災害弱者は生活弱者との視点（災害時には既存組織との連携が必須であり、必要な情報を共有する勇氣が必要である。）	県民意見
・要援護者は一般の人と同じ避難場所へ行けない。	県民意見
・高齢者の防災対策のみならず障害者の防災対策が必要である。	大学生
・雪かきのボランティアの経験から、災害時に高齢者は身動きができないため、ボランティアを集めていきたい。	大学生
・能登半島沖地震のケースを参考に、独居老人がどこにいるか、どこに空き家があるかなどがわかる地図の作成を検討しているものの個人情報の取扱いが課題になっている。	青空知事室

【その他】

県民意見	内訳
・病院、避難所におけるライフラインの確保計画を整備して欲しい。	倉敷会場
・条例制定の周知（周知は新聞等によること。インターネットを使わない人も多いので）	倉敷会場
・防災意識を高めるためにCMを作成してはどうか。	津山会場
・カタカナ語が多すぎる。	津山会場
・若い人はゆとり教育の影響か、コミュニケーションが不足し、人の気持ちが理解できていないのではないか。	津山会場
・阪神・淡路大震災で住民が喜んだのは携帯用ガスコンロ・ポンベである。	津山会場
・高齢化の進んでいる山間地域ではいざというときに自分の力で避難ができる人がひとりでも多くいてくれると寝たきりの人への援助に多くの人がかかることができる。そのため、健康を保つほかコミュニケーションを日頃からとることが大切である。	県民意見
・災害時におけるペットの扱い	県民意見
・防災意識の高揚、自主防災体制の早急な確立、ひとり暮らしの高齢者やこれに準ずる人たちへの支援など具体的な対応について、県民の末端まで周知徹底されることが重要であり、これが機能しないと立派な条例ができても空疎なものになってしまう。	県民意見
・災害ボランティアの養成は民間がする仕事ではないか。（行政はアドバイスする立場である。）	県民意見
・諸機関・組織の諸規則や指揮・命令を統括できる条例にしてはどうか。	県民意見
・地震速報をもっとよりよいものにして頂きたい。	高校生

- ・みんなが安心できる条例をつくってほしい。
- ・防災条例の制定についてであるが、防災訓練の方法や参考事例の紹介など、具体的な内容も条例に入れてもらえれば訓練を企画する側としては参考になると思う。

高校生
青空知事室

4 市町村・消防本部等からの意見の一覧

県民との意見交換会及び県民からの意見募集のほか、県内の各市町村、消防本部等にも意見を募集し、27市町村、14消防本部、商工関係4団体から回答を得た。

【条例の目的・基本理念について】

市町村・消防本部意見	内訳
・「自助」、「共助」、「公助」の連携による災害に強いまちづくりについて、被害を軽減するためには、行政が行う防災対策だけではなく、住民自らが行う防災対策が重要であり、「自助」、「共助」、「公助」が一体となって被害の軽減に当たることが重要である。	市町村
・自助、共助については示されている基本的な内容例で大筋は足りると思うが、県、市町村、その他関係機関等の防災対策は地域防災計画によりその業務の大綱を定めており、改めて項目をピックアップする必要はないのではないか。	消防

【県民の責務・役割（自助に関すること）】

市町村・消防本部意見	内訳
・「生活物資の備蓄、用具の備え」、「自主防災組織への参加」、「避難所の確認」、「地域の危険箇所の確認」、「災害時要援護者の避難支援」を必ず盛り込んでいただきたい。	市町村
・県民の予防対策として「地域活動への積極的な参加」を盛り込んだ方がよい。 地域防災活動へ積極的に参加することで、近所の顔がわかり、普段のつきあいが増えることにより、災害に対する「共助」の精神が増えることになると思う。また、避難勧告等が出た場合、避難する人が少ないという現状があり、避難した人は近所の人が誘いに来たから一緒に避難したという意見が多くなったことから、日頃から近所のつきあいが大切ではないかと考える。「自主防災組織への参加・活動」とは別に地域活動への積極的な参加を入れてはどうか。	市町村
・要援護者による情報の提供について、個人情報保護法の制定により、自治会等による災害時要援護者の把握が困難になったことから、要援護者本人があらかじめ避難の際に必要な自らの情報を自治会や防災組織に提供するよう努めることが重要である。	市町村
・災害対策基本法にも「地方公共団体の住民は自ら災害に備えるための手段を	消防

講ずるとともに自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努めなければならない。」と規定されているが、このことを知っている住民が少ないと考えられる。従って、条例にもう少し具体的に記述し住民にも責務があることを認識してもらうことが必要であり、そのことが防災意識あるいは防災力の向上につながると考える。

*具体的な意見のほか、盛り込んだ方がよいとして複数の市町等からあげられた項目については以下の通りである。

- 予防対策 「防災知識の習得」、「防災意識の高揚」、「生活物資の備蓄、用具の備え」、「自主防災組織への参加・活動」、「防災訓練への参加」、「避難所、避難路の確認」、「地域の危険箇所の確認」
- 応急対策 「災害時要援護者の避難支援」

【自主防災組織の責務・役割（共助に関すること）】

市町村・消防本部意見	内訳
・自主防災組織の予防対策として「地域防災マップの作成」を盛り込んだ方がよい。	市町村
・災害時要援護者の応急対策は、行政に人数的にも体制的にも限界があるので、地域住民、自主防災組織の役割として明確に位置づけた方がいいのではないかと思う。	市町村
・「コミュニティ活動の活性化」、「町内会（自治会）内の連絡網の整備」、「災害時要援護者の避難支援」を必ず盛り込んでもらいたい。	市町村

*具体的な意見のほか、盛り込んだ方がよいとして複数の市町等からあげられた項目については以下の通りである。

- 予防対策 「コミュニティ（町内会）活動の活性化」、「地域の危険箇所を住民に周知」、「防災用資機材の確保」、「防災訓練の実施」、「災害時要援護者の把握」
- 応急対策 「災害情報の収集」、「災害時要援護者の避難支援」

【事業者の責務・役割（共助に関すること）】

*具体的な意見はなかったが、盛り込んだ方がよいとして複数の市町等からあげられた項目については以下の通りである。

- 予防対策 「事業継続計画の作成」、「地域防災活動への協力」、「防災訓練の実施」
- 応急対策 「地域防災活動への協力」
- 復旧復興 「地域防災活動への協力」

【災害ボランティアの責務・役割（共助に関すること）】

市町村・消防本部意見	内訳
・予防対策として「被災者ニーズの事前把握」、「ボランティア意識の高揚」を盛り込んだ方がよい。	市町村
・「行政及び自主防災組織との連携」を必ず盛り込んでいただきたい。	市町村

*具体的な意見はなかったが、盛り込んだ方がよいとして複数の市町等からあげられた項目については以下の通りである。

- 予防対策 「防災訓練、定期的な連絡会議等を通じた行政・自主防災組織との連携」
- 応急対策 「行政との連携のもとでのボランティア活動の実施」、「自主防災組織との連携のもとでのボランティア活動の実施」
- 復旧復興対策 「行政との連携のもとでのボランティア活動の実施」、「自主防災組織との連携のもとでのボランティア活動の実施」

【県及び市町村の責務・役割（公助に関すること）】

市町村・消防本部意見	内訳
・防災に限らず、お祭りやイベントなど地域活動が活発なところは被災時にもある程度の対応ができていると思われる。また、大きな災害は地域によっては何十年に1回と数が少ない場合があるので、防犯も含めた自主防災組織の取組を推進している。	市町村
・市町村の責務として「防災意識の普及・啓発」、「防災行政無線等の住民向け情報伝達手段の整備」、「自主防災活動の育成・支援」、「自主防災活動に伴う補償」を必ず盛り込んでいただきたい。	市町村
・県の責務として「自主防災組織の活動支援」、「医療救護体制の確保」、「緊急救援物資の備蓄支援」、「自主防災活動に伴う補償」を必ず盛り込んでいただきたい。	市町村
・市町村の予防対策として、避難所のみならず予防啓発看板等の施設にもユニバーサルデザインの考え方を導入してはどうか。	市町村
・災害が発生すると本当に頼りになるのは地元消防団である。県の予防対策として「消防団への支援」、市町村の予防対策として「消防団の充実・強化」の項目を作ってもらいたい。	市町村

・災害時に大きな力になるのが自主防災組織であり、今後とも自主防災組織の新規結成を促すことが重要である。	市町村
・県が関係事業者等との協定を締結して、県、市、事業者等が連携して活動するための体制づくりが必要である。	市町村
・市町村の予防対策について、「防災意識の普及・啓発」を盛り込んだ方がよい。岡山県は非常に災害が少ない県であり、各個人の災害への危機意識はほかの地区に比べて低く感じる。このため、条例に盛り込み防災意識の啓発を行うことが必要である。	市町村
・市町村の予防対策について、「避難基準、避難所、避難路、誘導方法の整備」、「津波、高潮、洪水からの避難計画、ハザードマップの作成」を盛り込んだ方がよい。各地の災害時に見られるように避難勧告が出ても逃げない住民がいることが報じられておることから、各自で避難基準を知り、近所、あるいは家族からの呼びかけができるような環境作りが必要である。そのためには避難基準はもとより、避難計画、ハザードマップの整備が必要である。	市町村
・市町村の予防対策について、「防災行政無線など住民向け情報伝達手段の整備」を盛り込んだ方がよい。阪神・淡路大震災にも見られるように、大震災が起きた際には自助、共助が大きな力を発揮することから災害情報や身に迫る危険をより早く多くの人が知ることが必要である。そのため、マスコミを含めた情報伝達手段の整備が不可欠である。	市町村
・災害に対する防災意識の向上は地区の自主防災組織の育成にあると思われる。自主防災組織を活性化するためには資機材の充実等を図るとともに、専門の知識を持った講師の派遣や消防署と連携した実働訓練が必要である。これらをメニュー化するとともに市町村への補助金の枠を拡大化してもらいたい。	市町村
・自主防災組織に人員確保の面から消防団員が配備されている事例がある。地元へは消防団員は消防団としての任務を遂行する義務があり、自主防災組織よりも広い職務を果たす義務があり、消防団員が構成員として入ることは望ましくないと説明している。自主防災組織と消防団の関わりを明確にしてはどうか。	市町村
・災害発生時に的確に対応できる地域づくりを進めるには、小規模自治体が実施できる人的、財政的能力には自ずから限界がある。 「防災意識の普及・啓発」、「避難場所へのユニバーサルデザインの考え方の導入」、「防災リーダーの育成」、「防災ボランティアの養成」については広域的(県、事務組合等)に研修会等を実施していただくことを願うものである。	市町村
「津波、高潮、洪水からの避難計画、ハザードマップの作成」、「避難基準、避難所、避難路、誘導方法の整備」、「防災行政無線など住民向け情報伝達手段	市町村

の整備、「避難所になる小・中学校等公共建築物の耐震化」、「自主防災組織の活動支援」、「災害時要援護者の避難支援計画の作成」、「緊急救援物資の備蓄」については当該事務又は施策に対する直接的な財政支援を行っていただくことが、岡山県内の小規模自治体を含めた防災対策の底上げになるものと思う。

- ・危機管理担当部署の設置を市町村に義務づけるのならば、危機管理(防災対策)意識は進歩する。市町村

- ・自主防災組織等の体制づくりにおいて一番ネックになるのが資機材等の整備に係る経費と思われる。現状においても各種助成制度はあるが、地域の負担が大きい。自主防災組織、事業者等の予防対策として盛り込む場合には、その対策に係る経費の対応も事前に考慮しておく必要があると思う。消防

- ・災害情報伝達手段の整備に係る財政支援市町村
防災行政無線のデジタル化に係る財政支援を充実していただきたい。

- ・県境地域の防災情報について市町村
広島県、鳥取県、兵庫県など隣接する県の防災情報も岡山県総合防災情報システムの中で閲覧できるようにしていただきたい。

- ・自主防災組織の組織化の促進について市町村
新たに自主防災組織を組織する地域に対する財政支援を継続していただきたい。

- ・ハザードマップの作成配布について市町村
洪水、土砂災害、地震等に関するハザードマップが統一的な基準で作成できるように県の担当窓口を一本化してはどうか。

- ・総合的な災害対策の推進市町村
洪水対策や土砂災害対策に係るハード事業は、財政難を理由にソフト事業へ転換されてきているが、住民の知る努力に頼った施策展開では、本来の危険性を解決することができないため、河川改修や砂防事業など根本的な災害対策をよりいっそう進めさせていただきたい。

*具体的な意見のほか、盛り込んだ方がよいとして複数の市町等からあげられた項目については以下の通りである。

【市町村の責務】

- 予防対策 「津波、高潮、洪水からの避難計画、ハザードマップの作成」、「防災意識の普及・啓発」、「避難基準、避難所、避難路、誘導方法の整備」、「防災行政無線など住民向け情報伝達手段の整備」、「防災リーダーの育成」、「自主防災組織の活

動支援」、「災害時要援護者の避難支援計画の作成」、「緊急救援物資の備蓄」

○応急対策 「医療救護体制の確保」、「災害時要援護者の避難支援」、「自主防災組織との連携」、「災害ボランティアとの連携」

○復旧復興対策 「復旧復興計画の策定及びその実施」

【県の責務】

○予防対策 「基本的な防災対策の企画・立案」、「市町村に対する助言・支援」、「防災意識の普及・啓発」、「他県との広域連携、市町村間の応援調整」、「自主防災組織の活動支援」、「災害ボランティアの養成」、「緊急救援物資の備蓄」

○応急対策 「医療救護体制の確保」、「市町村に対する助言・支援」、「他県との広域連携、市町村間の応援調整」、「災害ボランティアとの連携」、「災害関連死対策の充実」

○復旧復興対策 「復旧復興計画の策定及びその実施」

防災対策に関するアンケート調査結果（意見交換会）

1. 調査方法

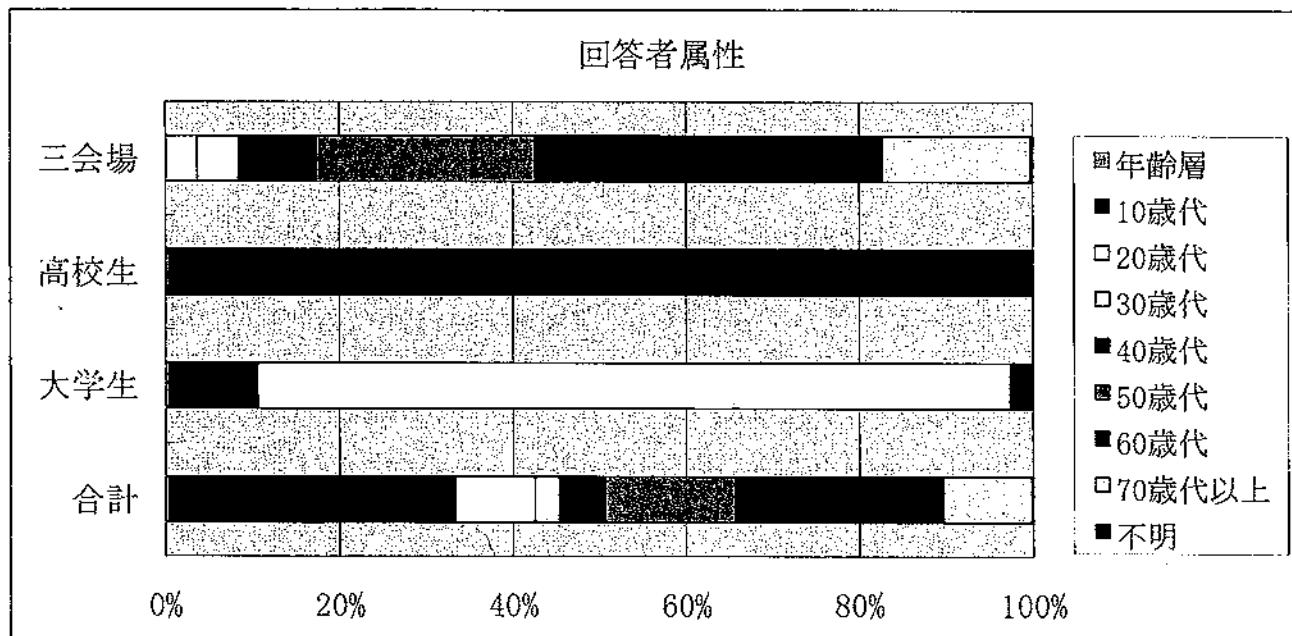
岡山県防災対策条例（仮称）制定に向けた意見交換会の参加者401名に調査を依頼し、277名から回答を得た。（回収率69.1%）

また、高校生との意見交換会の参加者151名、大学生との意見交換会の参加者75名に調査を依頼し、それぞれ151名（回収率100%）、38名（回収率51%）の回答を得た。

(1) 岡山会場	回収率 84.1% (74/88人)
(2) 倉敷会場	回収率 70.5% (122/173人)
(3) 津山会場	回収率 57.9% (81/140人)
3会場合計	回収率 69.1% (277/401人)
(4) 高校生	回収率 100.0% (151/151人)
(5) 大学生	回収率 50.7% (38/75人)

2. 回答者属性

会場	年齢層	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	不明	合計
三会場	回答数	0	10	13	25	70	111	47	1	277
	割合	0.0%	3.6%	4.7%	9.0%	25.3%	40.1%	17.0%	0.4%	100%
高校生	回答数	151	0	0	0	0	0	0	0	151
	割合	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
大学生	回答数	4	33	0	0	0	1	0	0	38
	割合	10.5%	86.8%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	100%
合計	回答数	155	43	13	25	70	112	47	1	466
	割合	33.3%	9.2%	2.8%	5.4%	15.0%	24.0%	10.1%	0.2%	100%



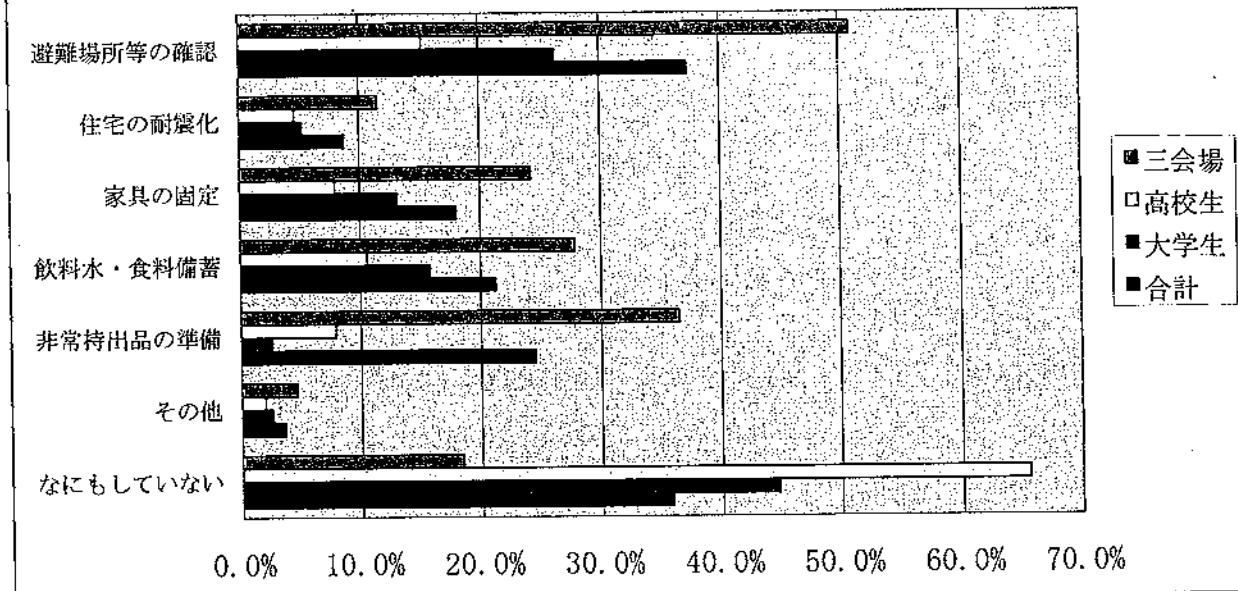
3. 防災対策への取組（自助の取組）

あなたのお宅では、どのような防災対策の取組をされていますか。（複数回答可）

- ①避難場所・避難経路の確認 ②住宅の耐震化 ③家具の固定
- ④飲料水・食料の備蓄 ⑤非常持ち出し品の準備
- ⑥その他（ ）
- ⑦なにもしていない

会場	項目	避難場所等の確認	住宅の耐震化	家具の固定	飲料水・食料備蓄	非常持出品の準備	その他	なにもしていない	合計
三会場	回答数	141	32	67	77	101	13	51	482
	割合	50.9%	11.6%	24.2%	27.8%	36.5%	4.7%	18.4%	-
高校生	回答数	23	7	12	16	12	3	99	172
	割合	15.2%	4.6%	7.9%	10.6%	7.9%	2.0%	65.6%	-
大学生	回答数	10	2	5	6	1	1	17	42
	割合	26.3%	5.3%	13.2%	15.8%	2.6%	2.6%	44.7%	-
合計	回答数	174	41	84	99	114	17	167	696
	割合	37.3%	8.8%	18.0%	21.2%	24.5%	3.6%	35.8%	-

防災対策への取組（自助の取組）



(注) 回答割合は回答者のうち何%の人がその項目を回答したかを表している。

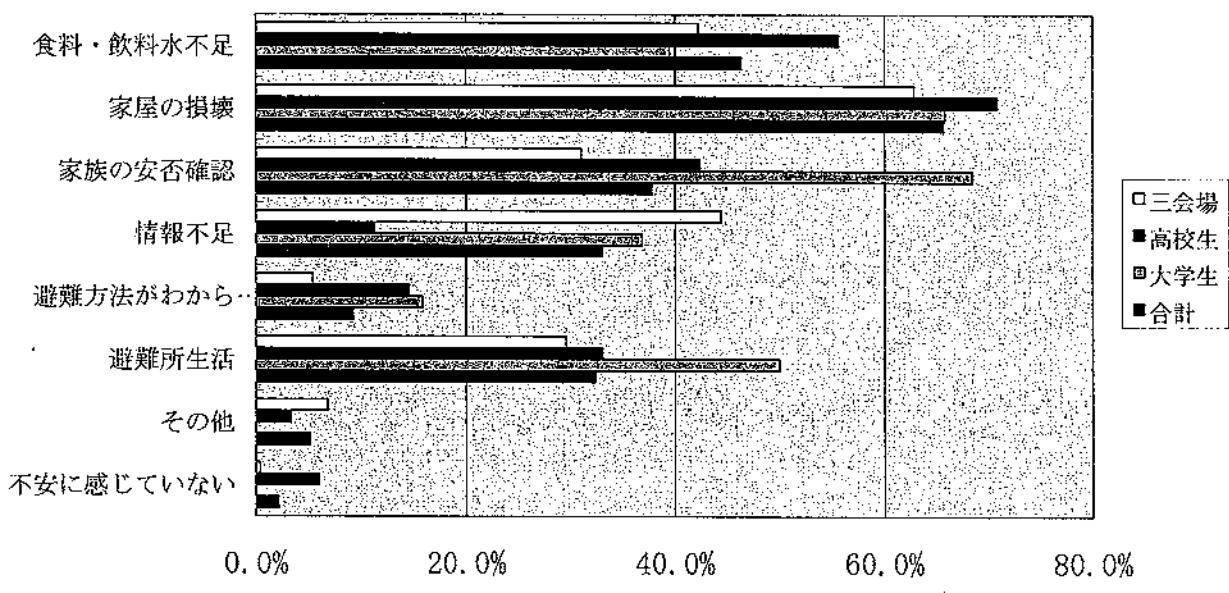
4. 大規模災害発生時に不安に感じること

台風や地震など大きな災害が起きたとき、あなたが不安に感じることは何ですか？（複数回答可）

- ①食料や飲料水が不足すること
- ②家屋が損壊すること
- ③家族の安否が確認できること
- ④情報不足になること
- ⑤避難の方法がわからないこと
- ⑥避難所での生活
- ⑦その他（ ）
- ⑧不安に感じていない

会場	項目	食料・飲料水不足	家屋の損壊	家族の安否確認	情報不足	避難方法がわからぬ	避難所生活	その他	不安に感じていない	合計
三会場	回答数	117	174	86	123	15	82	19	1	617
	割合	42.2%	62.8%	31.0%	44.4%	5.4%	29.6%	6.9%	0.4%	—
高校生	回答数	84	107	64	17	22	50	5	9	358
	割合	55.6%	70.9%	42.4%	11.3%	14.6%	33.1%	3.3%	6.0%	—
大学生	回答数	15	25	26	14	6	19	0	0	105
	割合	39.5%	65.8%	68.4%	36.8%	15.8%	50.0%	0.0%	0.0%	—
合計	回答数	216	306	176	154	43	151	24	10	1,080
	割合	46.4%	65.7%	37.8%	33.0%	9.2%	32.4%	5.2%	2.1%	—

大規模災害時に不安に思うこと



(注) 回答割合は回答者のうち何%の人がその項目を回答したかを表している。

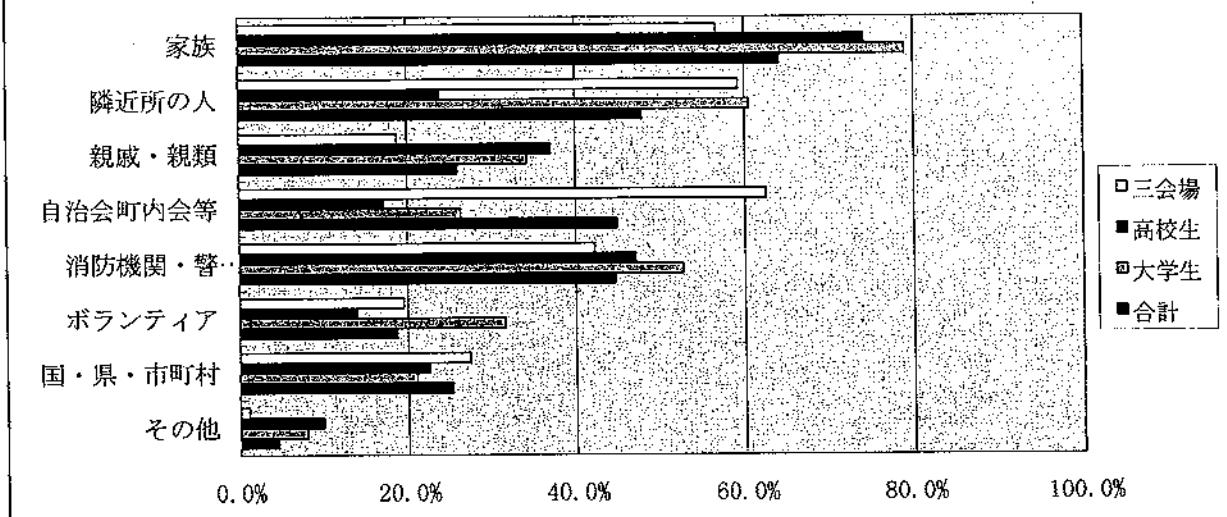
5. 大規模災害発生時に頼りにするもの

あなたは、大きな災害が起きたとき、誰を頼りにしますか？（複数回答可）

- ①家族 ②隣近所の人 ③親戚・親類 ④自治会・町内会・自主防災組織
- ⑤消防機関・警察・自衛隊 ⑥ボランティア ⑦国・県・市町村
- ⑧その他

会場	項目	家族	隣近所の 人	親戚・ 親類	自治会 町内会等	消防機 関・警 察等	ボラン ティア	国・ 県・市 町村	その他	合計
三会場	回答数	157	164	52	173	117	54	76	3	796
	割合	56.7%	59.2%	18.8%	62.5%	42.2%	19.5%	27.4%	1.1%	—
高校生	回答数	112	36	56	26	71	21	34	15	371
	割合	74.2%	23.8%	37.1%	17.2%	47.0%	13.9%	22.5%	9.9%	—
大学生	回答数	30	23	13	10	20	12	8	3	119
	割合	78.9%	60.5%	34.2%	26.3%	52.6%	31.6%	21.1%	7.9%	—
合計	回答数	299	223	121	209	208	87	118	21	1,286
	割合	64.2%	47.9%	26.0%	44.8%	44.6%	18.7%	25.3%	4.5%	—

大規模災害発生時に頼りにするもの



(注) 回答割合は回答者のうち何%の人がその項目を回答したかを表している。

条例に盛り込む基本的な内容例についての調査結果(県民意見募集)

調査方法

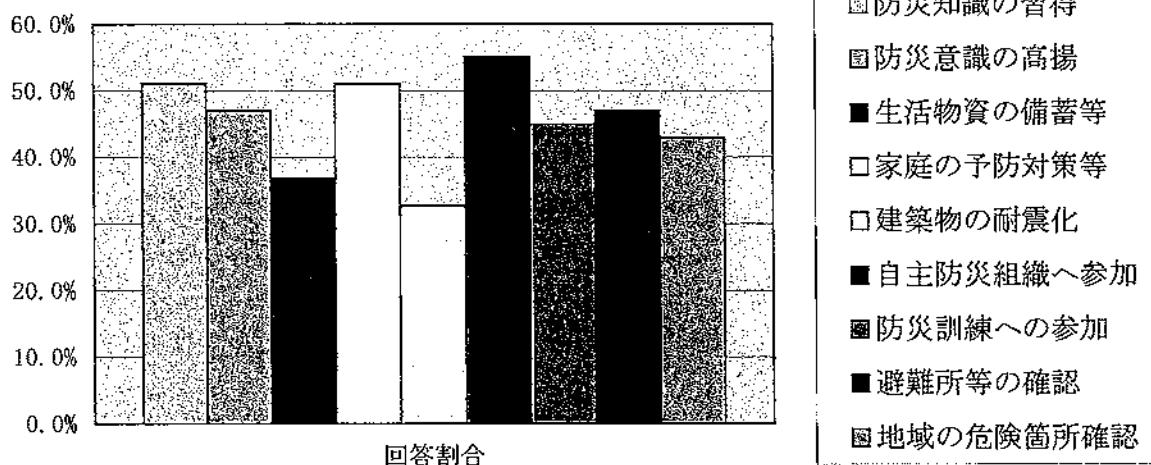
8月6日から31日まで岡山県防災対策条例（仮称）について意見募集を行い、49名から回答を得た。（盛り込んだ方がよいとしてチェックがあった項目の割合は以下のとおり。）

県民の責務・役割(自分の身は自分で守ることのできる体制づくり)

【予防対策】

項目	防災知識の習得	防災意識の高揚	生活物資の備蓄等	家庭の予防対策等	建築物の耐震化	自主防災組織へ参加	防災訓練への参加	避難所等の確認	地域の危険箇所確認
回答割合	51.0%	46.9%	36.7%	51.0%	32.7%	55.1%	44.9%	46.9%	42.9%
回答数	25	23	18	25	16	27	22	23	21

県民の責務・役割【予防対策】

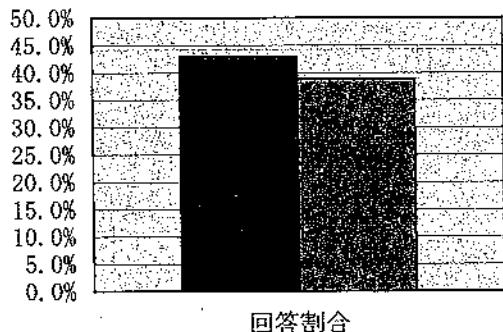


(注) 回答割合は回答者49人中何%の人がその項目を回答したかを表している。

【応急対策】

項目	災害時要援護者の避難支援	災害情報の収集
回答割合	42.9%	38.8%
回答数	21	19

県民の責務・役割【応急対策】



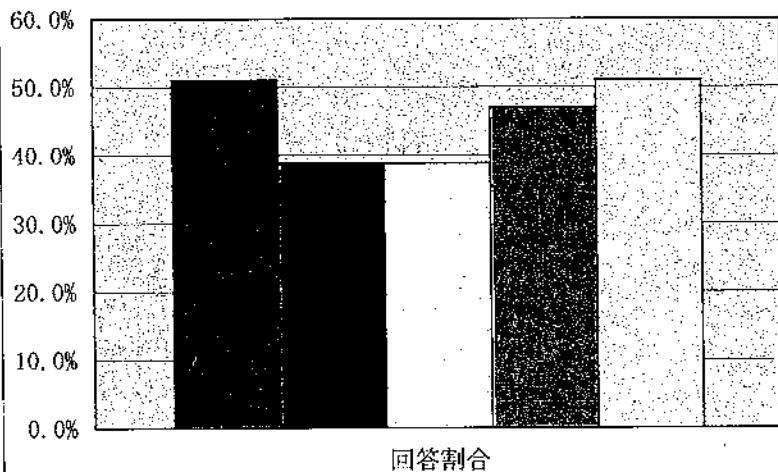
- 災害時要援護者の避難支援
- 災害情報の収集

自主防災組織の責務・役割 (自分たちの地域は自分たちの地域で守ることのできる体制づくり)

【予防対策】

項目	コミュニティ活動の活性化	地域危険箇所の住民周知	防災用資機材の確保	防災訓練実施	災害時要援護者把握
回答割合	51.0%	38.8%	38.8%	46.9%	51.0%
回答数	25	19	19	23	25

自主防災組織の責務・役割【予防対策】

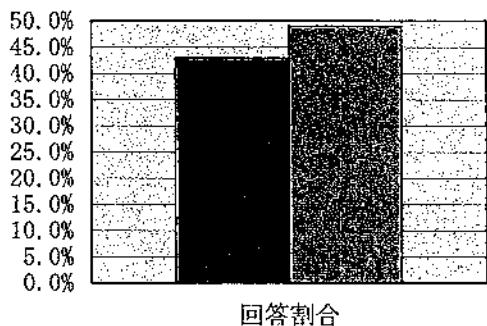


- コミュニティ活動の活性化
- 地域危険箇所の住民周知
- 防災用資機材の確保
- 防災訓練実施
- 災害時要援護者把握

【応急対策】

項目	災害時要援護者の避難支援	災害情報の収集
回答割合	42.9%	49.0%
回答数	21	24

自主防災組織の責務・役割【応急対策】



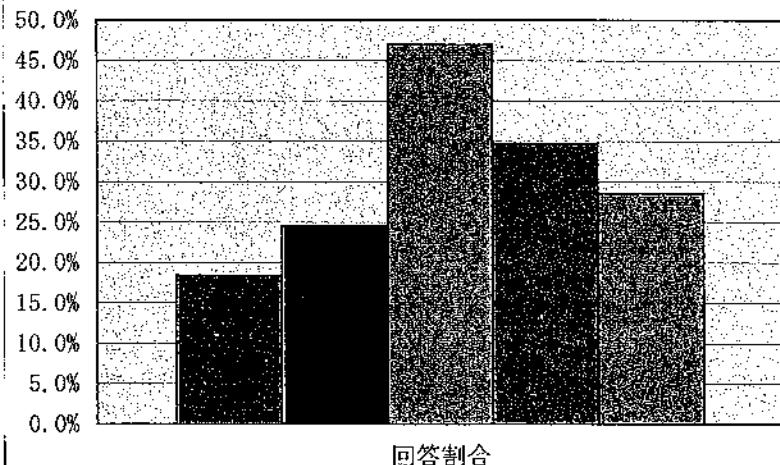
- 災害時要援護者の避難支援
- 災害情報の収集

事業者の責務・役割 (従業員の安全確保及び地域の防災活動に積極的に協力できる体制づくり)

【予防対策】

項目	事業継続の意識醸成	事業継続計画の作成	地域防災活動への協力	防災訓練実施	建築物耐震化
回答割合	18.4%	24.5%	46.9%	34.7%	28.6%
回答数	9	12	23	17	14

事業者の責務・役割【予防対策】

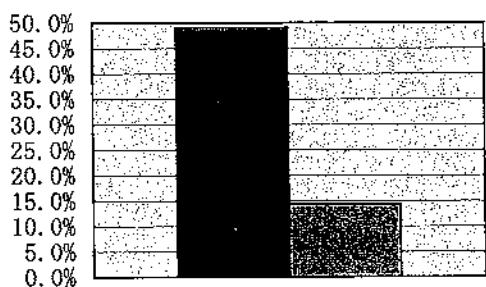


- 事業継続の意識醸成
- 事業継続計画の作成
- 地域防災活動への協力
- 防災訓練実施
- 建築物耐震化

【応急対策】

項目	地域防災活動への協力	事業継続計画の実施
回答割合	49.0%	14.3%
回答数	24	7

事業者の責務・役割【応急対策】



■ 地域防災活動への協力
■ 事業継続計画の実施

【復旧復興対策】

項目	地域防災活動への協力	事業継続計画の実施
回答割合	44.9%	18.4%
回答数	22	9

事業者の責務・役割【復旧復興対策】



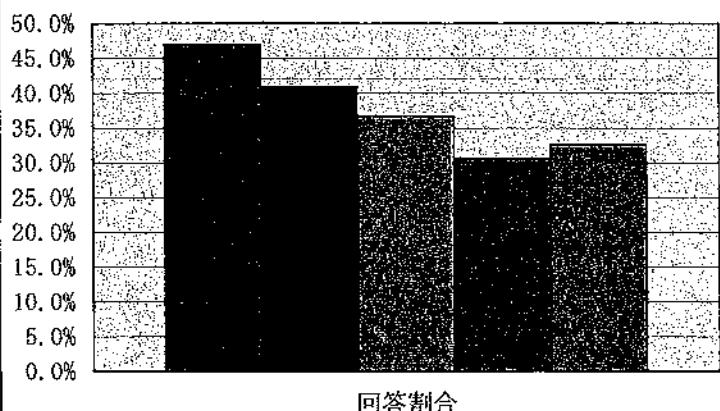
■ 地域防災活動への協力
■ 事業継続計画の実施

災害ボランティアの責務・役割

(被災地域と連携した対応をすることのできる体制づくり)

項目	【予防対策】 行政・自主防災組織との連携	【応急対策】 行政との連携	【応急対策】 自主防災組織との連携	【復旧復興】 行政との連携	【復旧復興】 自主防災組織との連携
回答割合	46.9%	40.8%	36.7%	30.6%	32.7%
回答数	23	20	18	15	16

災害ボランティアの責務・役割



- 【予防対策】
行政・自主防災組織との連携
- 【応急対策】
行政との連携
- 【応急対策】
自主防災組織との連携
- 【復旧復興】
行政との連携
- 【復旧復興】
自主防災組織との連携

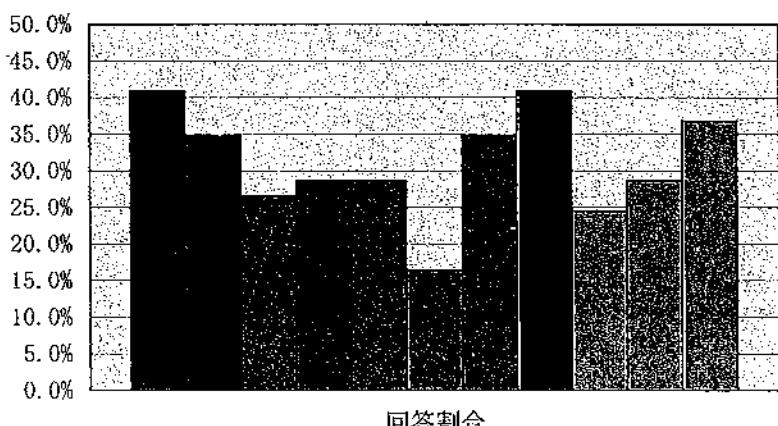
市町村の責務・役割 (災害発生に的確に対応できる地域づくり)

【予防対策】

項目	計画、地図の作成	防災意識の普及啓発	避難路等の整備	情報伝達手段の整備	公共建築物の耐震化	UDデザインの導入	防災リーダーの育成	自主防災組織支援	災害時要援護者計画作成
回答割合	40.8%	34.7%	26.5%	28.6%	28.6%	16.3%	34.7%	40.8%	24.5%
回答数	20	17	13	14	14	8	17	20	12

項目	災害ボランティア養成	緊急救援物資備蓄
回答割合	28.6%	36.7%
回答数	14	18

市町村の責務・役割【予防対策】

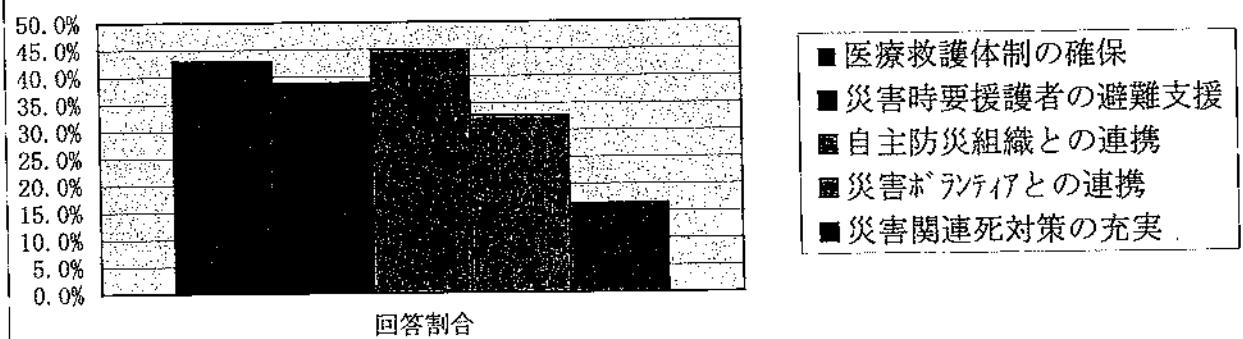


- 計画、地図の作成
- 防災意識の普及啓発
- 避難路等の整備
- 情報伝達手段の整備
- 公共建築物の耐震化
- UDデザインの導入
- 防災リーダーの育成
- 自主防災組織支援
- 災害時要援護者計画作成
- 災害ボランティア養成
- 緊急救援物資備蓄

【応急対策】

項目	医療救護体制の確保	災害時要援護者の避難支援	自主防災組織との連携	災害ボランティアとの連携	災害関連死対策の充実
回答割合	42.9%	38.8%	44.9%	32.7%	16.3%
回答数	21	19	22	16	8

市町村の責務・役割 【応急対策】



【復旧復興対策】

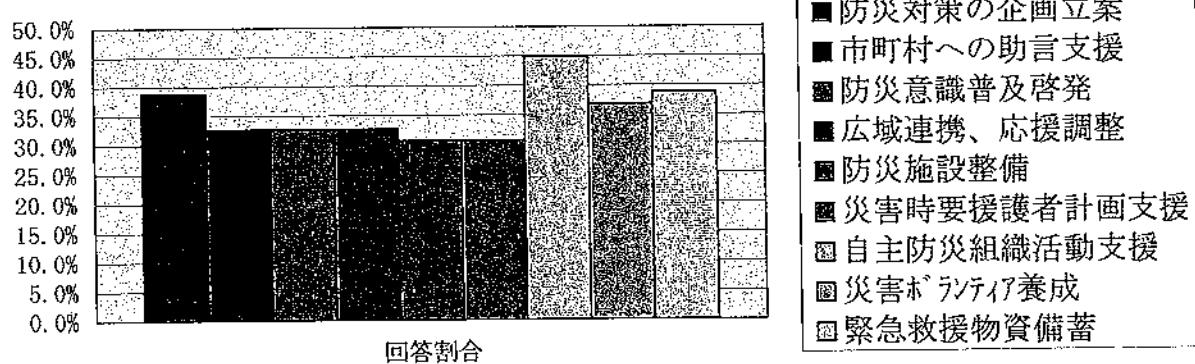
復旧復興計画の策定及びその実施 回答数：18人 回答割合：36.7%

県の責務・役割(災害に強い県土とネットワークづくり)

【予防対策】

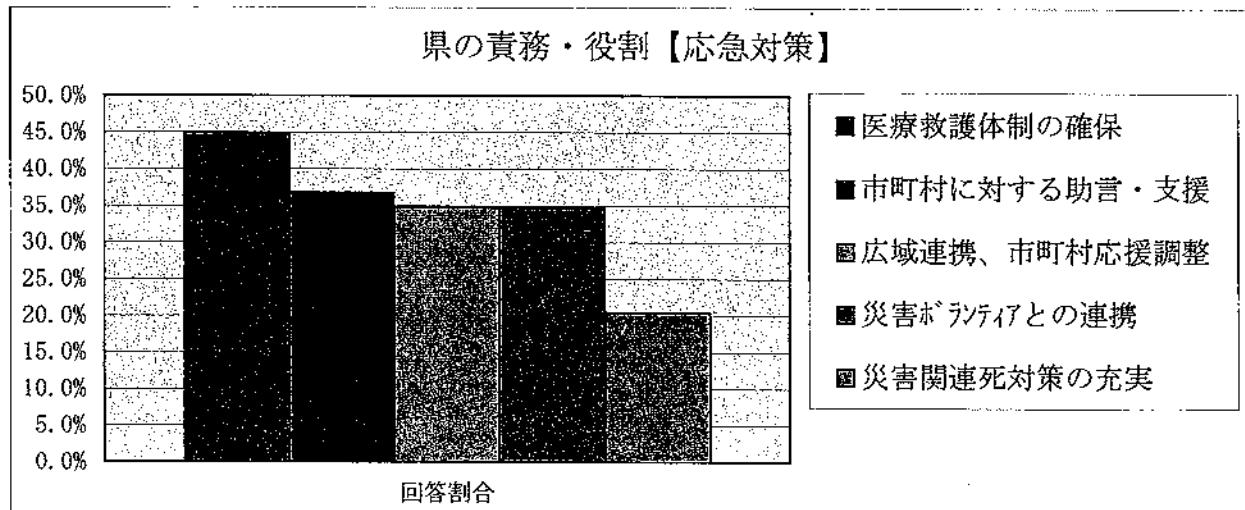
項目	防災対策の企画立案	市町村への助言支援	防災意識普及啓発	広域連携、応援調整	防災施設整備	災害時要援護者計画支援	自主防災組織活動支援	災害ボランティア養成	緊急救援物資備蓄
回答割合	38.8%	32.7%	32.7%	32.7%	30.6%	30.6%	44.9%	36.7%	38.8%
回答数	19	16	16	16	15	15	22	18	19

県の責務・役割 【予防対策】



【応急対策】

項目	医療救護体制の確保	市町村に対する助言・支援	広域連携、市町村応援調整	災害ボランティアとの連携	災害関連死対策の充実
回答割合	44.9%	36.7%	34.7%	34.7%	20.4%
回答数	22	18	17	17	10



【復旧復興対策】

復旧復興計画の策定及びその実施

回答数：18人 回答割合：36.7%

岡山県防災対策条例(仮称)意見提出用紙

岡山県の防災対策条例(仮称)つくりに参画してみませんか!

防災対策条例(仮称)についての意見を募集します!

ご意見提出者	締切:平成19年8月31日(金)	
氏名		
住所	〒	
連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)		

◎防災対策条例って?

安全・安心な社会は、すべての県民の願いであり、快適生活づくりの基盤です。県中豪雨、台風や高潮のみならず、近年将来に発生する可能性が高いと予測されている東南海・南海地震など災害に対して強い地盤づくりが求められています。また、他県に比べて高い災民の防災意識の高揚を図り、地域の自主防災力を強化することが課題となっています。

このため、県では、大規模な自然災害に備え、市町村と連携して防災対策、危機管理体制の整備など、ハード・ソフトの両面から各種の施策を推進しています。しかし、被害をできる限り軽減するためには、行政など防災関係機関による、いわゆる公助と合わせ、県民の皆さん、自主防災組織、企業やボランティア等による自助・共助の取組が一体となって行われることが極めて重要です。

この条例は、安全・安心の「あかやま」を実現するために、「協働による地域防災力の一層の充実強化」を基本に掲げ、防災のために行うべき対策や守るべき約束事などを定めようというものです。

◎多くの方々の参画が必要です!

県民の皆さんの防災・災害に対する思いや知恵を条例に盛り込むために、ご意見をいたしくほどにより多くの方々に条例づくりに参画していただくことが必要と考えています。

岡山県アカウント
kikikanri

① 意見の募集方法

ご意見につきましては、住所、氏名、連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)をご記入のうえ、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法で提出をお願いします。

② 提出先・問い合わせ先

県面に記載

提出先／問い合わせ先

〒700-0570 岡山市内山下2-4-6 岡山県総務部危機管理課
電話番号 086-226-7293
FAX番号 086-225-4659

電子メール kikikanri@pref.okayama.lg.jp
ホームページ http://kikikanri.pref.okayama.jp/gcon/bo3gnyorei_top.htm

* ご意見は、この様式以外でもご提出いただけますが、必ず住所・氏名・電話番号を明記してください。記載いたいたい内容の確認のため必要となります。また、公表することにより、個人又は法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについても、その全部又は一部を公表いたしません。
* 電話によるご意見には対応しかねますので、必ず郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法により提出してください。



◎

③ 募集期間 平成19年8月6日(月)から平成19年8月31日(金)まで

④ 意見の取り扱い

(1)お寄せいただいたご意見は、岡山県防災対策条例(仮称)の制定に当たっての参考にさせていただきます。
(2)お寄せいただいたご意見は、後日とりまとめで岡山県のホームページに公表いたします。なお、個人情報にあたる部分は公表いたしません。また、公表することにより、個人又は法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについても、その全部又は一部を公表いたしません。

100 頁

岡山県・岡山県防災対策条例(仮称)制定検討委員会

岡山県防災対策条例(仮称)に盛り込む基本的な内容例(各主体の責務・役割)

事業者

- 自分の身は自分で守ることのできる体制づくり

予防対策	<input type="checkbox"/> 防災知識の習得 <input type="checkbox"/> 防災対象施設の高揚 <input type="checkbox"/> 日常生活物資の備蓄、用具の備え <input type="checkbox"/> 家庭における予防・安全対策(家庭転倒対策等) <input type="checkbox"/> 建築物の耐震化 <input type="checkbox"/> 自主防災組織への参加・活動 <input type="checkbox"/> 防災訓練への参加 <input type="checkbox"/> 避難所、避難路の確認 <input type="checkbox"/> 地域の危険箇所の確認 <input type="checkbox"/> 災害時要援護者の把握 <input type="checkbox"/> 防災訓練の収集 <input type="checkbox"/> 災害時要援護者の避難支援
応急対策	<input type="checkbox"/> 災害時要援護者の収集 <input type="checkbox"/> 災害時要援護者の避難支援

- 自分たちの地域は自分たちの地域で守ることのできる体制づくり

予防対策	<input type="checkbox"/> 防災知識の習得 <input type="checkbox"/> 防災対象施設の高揚 <input type="checkbox"/> 日常生活物資の備蓄、用具の備え <input type="checkbox"/> 家庭における予防・安全対策(家庭転倒対策等) <input type="checkbox"/> 建築物の耐震化 <input type="checkbox"/> 自主防災組織への参加・活動 <input type="checkbox"/> 防災訓練への参加 <input type="checkbox"/> 避難所、避難路の確認 <input type="checkbox"/> 地域の危険箇所の確認 <input type="checkbox"/> 災害時要援護者の把握 <input type="checkbox"/> 防災訓練の収集 <input type="checkbox"/> 災害時要援護者の避難支援
応急対策	<input type="checkbox"/> 災害時要援護者の収集 <input type="checkbox"/> 災害時要援護者の避難支援

条例制定スケジュール(予定)

19年 5月	条例制定検討委員会設置
7月	条例制定に向けた意見交換会開催 (岡山会場、倉敷会場)
8月	条例に対する意見募集集 (チラシ・ホームページ)
	条例制定に向けた意見交換会開催 (津山会場)
10月	中高生などの意見交換会開催 大学生などの意見交換会開催 青空知事室での意見交換会 バブリックコメントの実施
12月	意見会への条例案の提案
20年 2月	意見会への条例案の提案



市町村

- 災害発生に的確に対応できることのできる地域づくり

予防対策	<input type="checkbox"/> 建築、高潮、洪水からの避難計画、ハザードマップの作成 <input type="checkbox"/> 防災対策の普及・啓発 <input type="checkbox"/> 避難所、避難経路、避難方法の整備 <input type="checkbox"/> 行政による行政公報紙など生民向力情報伝達手段の整備 <input type="checkbox"/> 避難所になる小・中学校等公共建築物の耐震化 <input type="checkbox"/> 避難所へのユニバーサルデザインの考え方の導入 <input type="checkbox"/> 防災ボランティアの育成 <input type="checkbox"/> 防災組織の活動支援 <input type="checkbox"/> 災害時要援護者の避難支援計画の作成 <input type="checkbox"/> 災害時ボランティアの連携 <input type="checkbox"/> 緊急救援物資の備蓄
応急対策	<input type="checkbox"/> 行政との連携のちとのボランティア活動の実施 <input type="checkbox"/> 自主防災組織この連携のもとのボランティア活動の実施 <input type="checkbox"/> 行政との連携のちとのボランティア活動の実施 <input type="checkbox"/> 自主防災組織との連携

県

- 災害に強い県土とネットワークづくり

予防対策	<input type="checkbox"/> 垂直的な防災対策の企画・立案 <input type="checkbox"/> 市町村に対する助成・支援 <input type="checkbox"/> 防災組織の普及・啓発 <input type="checkbox"/> 地震などの広域連携、市町村間の応援調整 <input type="checkbox"/> 洪水、高潮等に備える施設の整備 <input type="checkbox"/> 市町村が作成する災害時要援護者の活動支援計画への支援 <input type="checkbox"/> 自主防災組織の活動支援 <input type="checkbox"/> 災害時救援物資の備蓄
応急対策	<input type="checkbox"/> 災害救援体制の確保 <input type="checkbox"/> 市町村に対する助成・支援 <input type="checkbox"/> 地震などの広域連携、市町村間の連携 <input type="checkbox"/> 災害関連死活対策の方針 <input type="checkbox"/> 災害復興計画の策定及びその実施

災害ボランティア

- 被災地域と連携した対応をすることのできる体制づくり

予防対策	<input type="checkbox"/> 防災訓練、定期的な連絡会議等を通じた行政・自主防災組織との連携
応急対策	<input type="checkbox"/> 行政との連携のちとのボランティア活動の実施 <input type="checkbox"/> 自主防災組織この連携のもとのボランティア活動の実施 <input type="checkbox"/> 行政との連携のちとのボランティア活動の実施 <input type="checkbox"/> 自主防災組織との連携
復旧復興対策	<input type="checkbox"/> 医療救援体制の確保 <input type="checkbox"/> 災害時要援護者の避難支援 <input type="checkbox"/> 自主防災組織との連携 <input type="checkbox"/> 災害開港運送対策の充実 <input type="checkbox"/> 災害復興計画の策定及びその実施

団体

韓国慶尚南道への訪問団の派遣について

昨年11月に官民が一体となって行った朝鮮通信使訪日400周年記念事業では、慶尚南道政務副知事が岡山を訪問し、朝鮮通信使行列の再現に参加するなど、両県道の交流へ向けた気運が一層高まるとともに、今後の交流の推進について共通の理解が得られたところである。

今回、こうした慶尚南道政務副知事の岡山訪問への答礼も兼ね、友好交流協定の締結を目指した今後の交流の進め方等について協議するため、島津副知事を団長とする訪問団を下記のとおり慶尚南道に派遣する。

1 派遣者

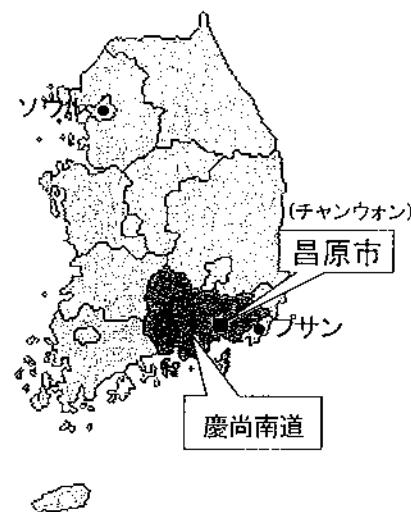
- ・副知事：島津義昭
- ・岡山韓国友好親善大使：金昌男（キム・チャンナム）
- ・国際課長外

2 訪問先

- ・韓国慶尚南道庁（チャンウォン）
（昌原市）等

3 訪問日程

- ・平成20年2月18日（月）～20日（水）
 - ・慶尚南道知事表敬訪問
 - ・両県道副知事による協議 他



4 協議事項

- ・友好交流協定の締結に向けた協議・意見交換
- ・今後の交流の進め方等について